

佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会 次第

日時 令和8年3月19日(木)
午後1時30分～
会場 佐久市役所 南棟3階会議室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 審議会・部会の概要説明

4 部会長選出(職務代理者指名)

5 会 議 事 項

- ・佐久市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画に係る進捗管理について
- ・保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果について
- ・その他

6 閉 会

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号

改正

平成22年3月29日条例第3号

佐久市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市

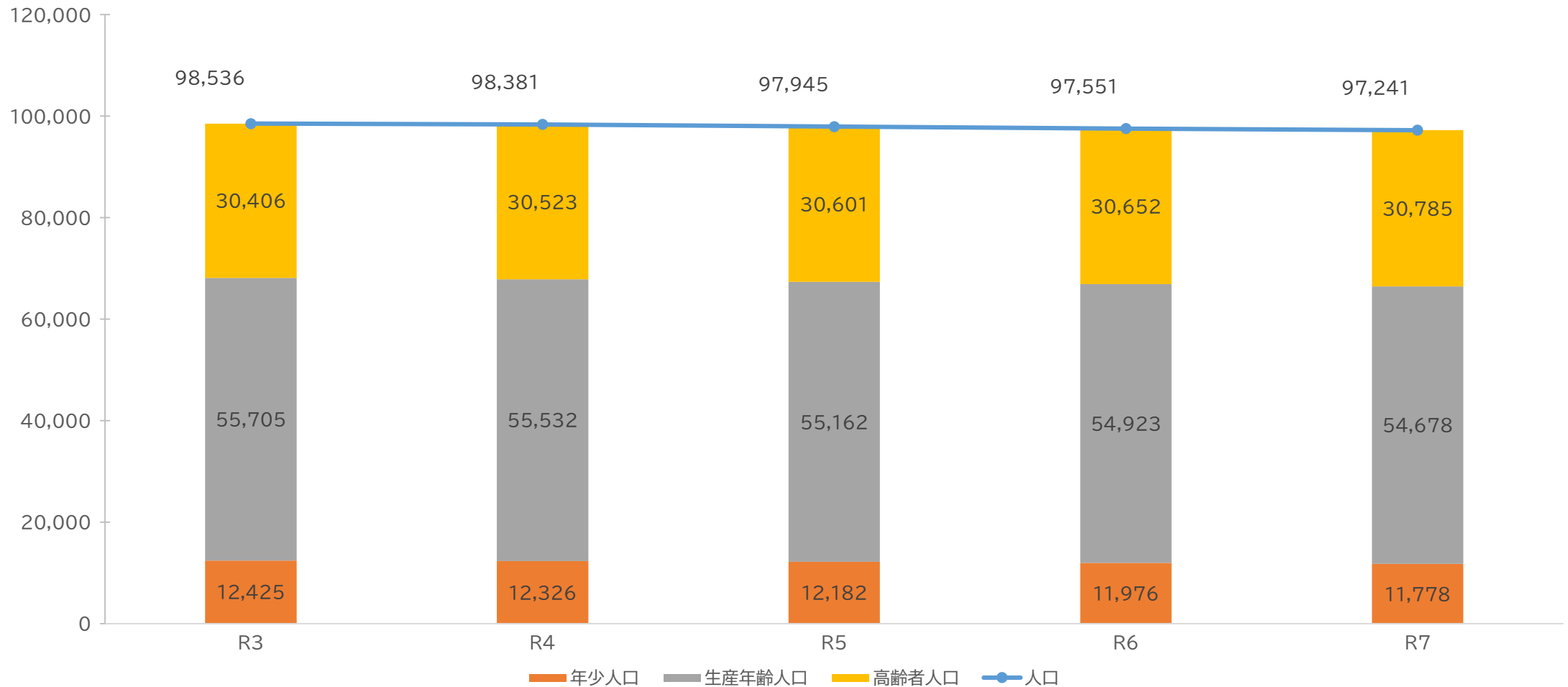
第9期介護保険事業計画の進捗状況

令和8年3月

佐久市福祉部高齢者福祉課

人口の状況

年齢別人口の推移

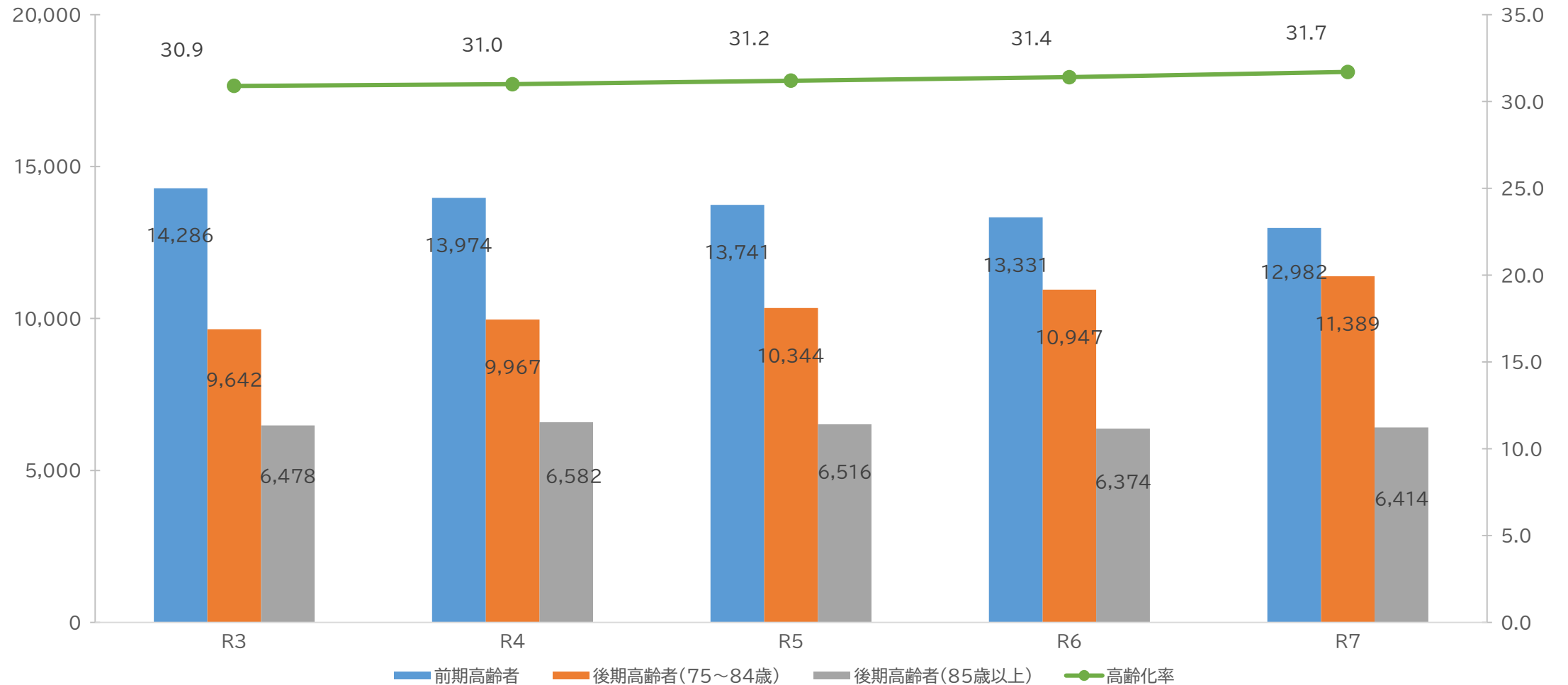


総人口は年々減少し、令和7年時点では97,241人となっています。
年齢3区分別で見ると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少しているのに対し、高齢者人口は増加傾向にあります。

佐久市情報政策課統計資料より引用(各年10月1日現在)

高齢者の状況

年齢区分別高齢者人口と高齢化率の推移

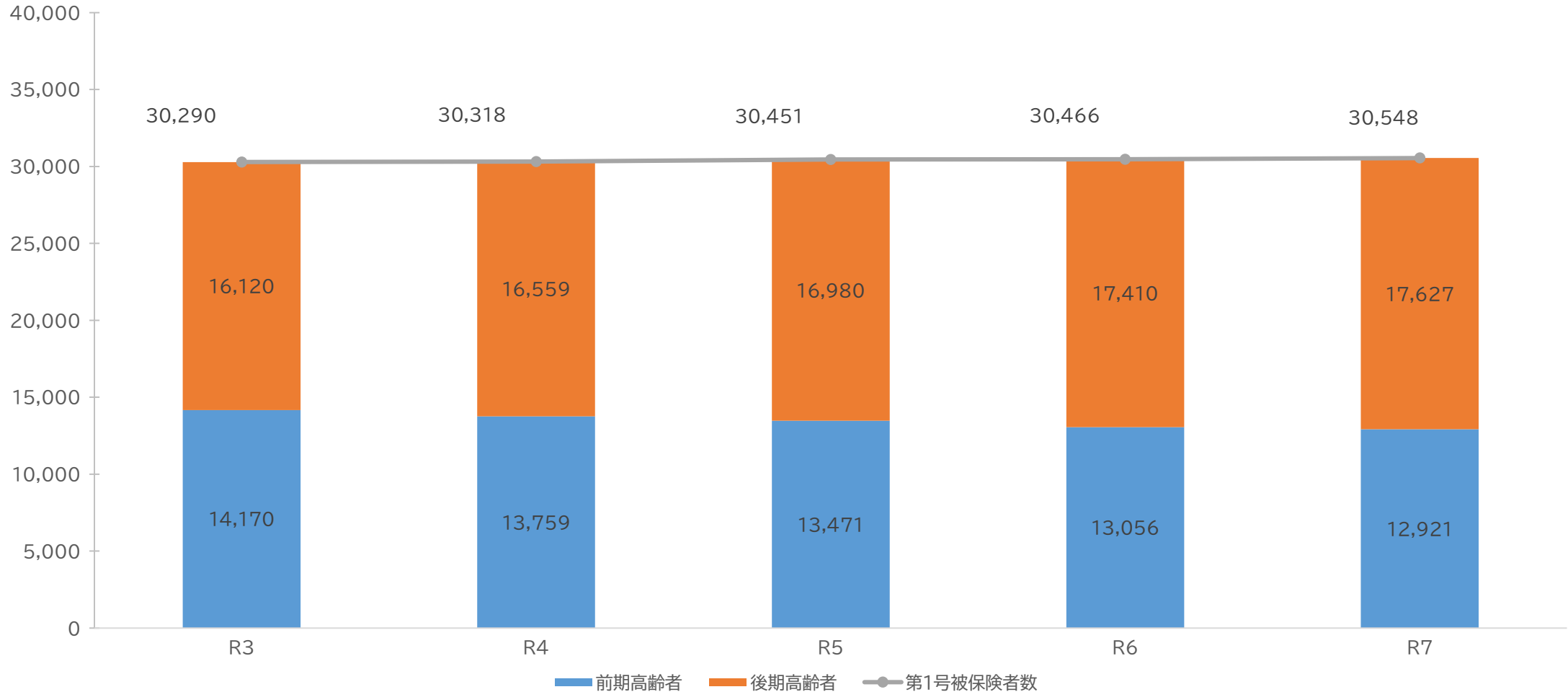


前期高齢者数はやや減少傾向であるのに対し、後期高齢者数は年々増加傾向にあります。高齢化率については、年々上昇しています。

佐久市情報政策課統計資料より引用(各年10月1日現在)

高齢者の状況

第1号被保険者数の推移



第1号被保険者数は、年々増加傾向にあります。
前期高齢者数はやや減少傾向であるのに対し、後期高齢者数は年々増加しています。

厚生労働省介護保険事業状況報告(年報)より引用(各年度3月31日現在)
※R6・R7は月報 ※R7のみ9月末時点

高齢者の状況

要支援・要介護認定者数の推移

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
第1号被保険者	被保険者数	30,102	30,290	30,318	30,451	30,466	30,548	
	認定者数	4,697	4,679	4,689	4,612	4,611	4,660	
		うち65～74歳	350	359	363	334	350	349
		うち75歳以上	4,347	4,320	4,326	4,278	4,261	4,311
	認定率(%)	15.6	15.4	15.5	15.1	15.1	15.3	
	要支援1	234	209	234	237	234	252	
	要支援2	604	609	634	645	629	647	
	要介護1	1,041	947	962	944	982	959	
	要介護2	866	889	910	881	867	856	
	要介護3	628	676	638	649	643	651	
	要介護4	799	792	788	753	765	798	
要介護5	525	557	523	503	491	497		
第2号被保険者 (認定者数)		50	57	55	48	46	52	

第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、認定率は、令和5年度・令和6年度に一時減少しましたが、令和7年度は増加傾向にあります。今後も増加傾向で推移すると予測されています。

厚生労働省介護保険事業状況報告(年報)より引用(各年度3月31日現在)
※R6・R7は月報 ※R7のみ9月末時点

介護保険事業費の状況

■居宅サービス

(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
1	訪問介護	905,149	867,193	1,016,171	85.3%	1,038,437
2	訪問入浴介護	39,669	37,450	42,017	89.1%	43,776
3	訪問看護	291,424	293,511	295,508	99.3%	302,513
4	訪問リハビリテーション	15,489	17,578	16,180	108.6%	16,720
5	通所介護	957,052	889,573	991,187	89.7%	1,009,924
6	通所リハビリテーション	282,541	288,350	275,460	104.7%	282,302
7	居宅療養管理指導	37,787	40,288	46,582	86.5%	47,616
8	短期入所生活介護	266,274	263,357	244,953	107.5%	252,273
9	短期入所療養介護(老健)	141,929	143,955	137,016	105.1%	139,706
10	短期入所療養介護(介護医療院) <small>※R5は介護療養型医療施設</small>	12	0	122	—	122
11	福祉用具貸与	284,380	278,698	294,470	94.6%	298,858
12	特定施設入居者生活介護	260,201	255,555	282,253	90.5%	371,122
13	住宅改修	7,580	6,629	7,520	88.2%	7,520
14	特定福祉用具購入費	6,350	5,729	8,559	66.9%	8,559
15	居宅介護支援	431,633	424,536	452,378	93.8%	456,773
合計		3,927,472	3,812,404	4,110,376	92.8%	4,276,221

「訪問リハビリテーション」や「通所リハビリテーション」の実績値が増加しています。医療からの早期在宅復帰が推進されていること、自立支援・重度化防止に向けた専門的なリハビリのニーズが高まっていることが要因と考えられます。
「短期入所療養介護(介護医療院)」について、令和6年度は制度の転換期であり実績がありませんでした。

介護保険事業費の状況

■地域密着型サービス

(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
1	認知症対応型通所介護	56,832	62,565	77,415	80.8%	78,420
2	地域密着型通所介護	275,499	300,353	270,932	110.9%	276,886
3	認知症対応型共同生活介護	323,829	371,406	382,966	97.0%	392,781
4	小規模多機能型居宅介護	345,814	351,058	374,687	93.7%	380,353
5	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	—	0
6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,216	15,944	32,333	49.3%	32,374
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	61,717	64,629	66,073	97.8%	66,157
	合計	1,079,907	1,165,955	1,204,406	96.8%	1,226,971

「認知症対応型通所介護」の実績値が計画値より少ない一方で、「地域密着型通所介護」の実績値が計画値以上に増加しています。いずれのサービスにおいても認知症の利用者の受け入れをしていますが、制度上、人員体制や介護報酬が異なります。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、実績値が伸びない要因の1つとして、現在市内にある事業所が有料老人ホームに併設されており、在宅の利用者の確保が進んでいない状況にあることが考えられます。

介護保険事業費の状況

■施設サービス



(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
1	介護老人福祉施設	2,176,405	2,228,925	2,278,561	97.8%	2,281,445
2	介護老人保健施設	1,101,379	1,172,957	1,120,862	104.6%	1,122,281
3	介護療養型医療施設	32,727	537	0	—	0
4	介護医療院	19,222	36,825	15,141	243.2%	96,458
合計		3,329,733	3,439,243	3,414,564	100.7%	3,500,184

制度改正により「介護療養型医療施設」が令和5年度末に廃止となり、代わるサービスとして示された「介護医療院」に移行しています。「介護医療院」は令和7年4月に市内にも開設しており、今後も増加すると推測されています。令和6年度の実績値が計画値より増加しており、利用対象となる「主として長期にわたり療養が必要である方」が増加傾向にあると考えられます。

介護保険事業費の状況

■介護予防居宅サービス

(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
1	介護予防訪問入浴	203	30	180	16.7%	185
2	介護予防訪問看護	30,170	30,089	32,403	92.9%	32,725
3	介護予防訪問リハビリテーション	5,701	6,955	7,379	94.3%	7,389
4	介護予防居宅療養管理指導	3,058	2,589	3,087	83.9%	3,091
5	介護予防通所リハビリテーション	62,933	58,250	59,555	97.8%	60,960
6	介護予防短期入所生活介護	7,580	7,270	4,942	147.1%	5,292
7	介護予防短期入所療養介護(老健)	943	653	699	93.4%	700
8	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	—	0
9	介護予防福祉用具貸与	29,672	31,201	30,146	103.5%	30,343
10	特定介護予防福祉用具購入費	1,597	1,836	1,902	96.5%	1,902
11	介護予防住宅改修	4,926	3,820	12,459	30.7%	12,459
12	介護予防特定施設入居者生活介護	2,973	3,990	2,645	150.9%	2,649
13	介護予防支援	30,518	30,783	31,597	97.4%	31,913
合 計		180,274	177,467	186,994	94.9%	189,608

「介護予防短期入所生活介護」や「介護予防特定施設入居者生活介護」の実績値が計画値以上に増加しています。
 「介護予防短期入所生活介護」は短期間の宿泊サービス(ショートステイ)、また、「介護予防特定施設入居者生活介護」は介護付き有料老人ホームにおけるサービスであり、軽度者の在宅生活を支えるサービスとして利用されている状況です。

介護保険事業費の状況

■介護予防地域密着型サービス

(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
1	介護予防認知症対応型通所介護	567	105	455	23.1%	456
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	12,091	8,954	15,587	57.4%	15,606
合計		12,659	9,059	16,042	56.5%	16,062

介護予防地域密着型サービスについては、地域密着型サービスと連動して、実績値が推計より少ない状況です。

介護保険事業費の状況

■標準給付費

(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
a	総給付費	8,530,067	8,604,123	8,932,382	96.3%	9,209,046
b	高額介護サービス費	203,372	214,396	213,804	100.3%	217,187
c	高額医療合算介護サービス費	25,547	25,217	24,002	105.1%	24,347
d	特定入居者介護サービス費	240,596	228,529	300,972	75.9%	305,690
e	審査支払手数料	8,027	7,888	8,208	96.1%	8,327
	合計	9,007,608	9,080,153	9,479,368	95.8%	9,764,597

「標準給付費」の実績値は、計画値より少ない状況であり、サービスに係る給付費が抑えられている状況です。
この要因は、要介護状態となっても自立支援及び重度化防止に取り組めていること、また、介護給付費の適正な支給ができていることと考えられます。

介護保険事業費の状況



■地域支援事業費

(単位:千円)

		R5(実績値)	R6(実績値)	R6(計画値)	R6実績/計画(%)	R7(計画値)
a	総合事業	268,584	255,788	259,894	98.4%	262,496
b	包括的支援事業	179,433	200,650	154,372	130.0%	155,915
c	任意事業	30,123	23,808	41,864	56.9%	42,282
合計		478,140	480,246	456,130	105.3%	460,693

令和5年度と令和6年度を比較すると、総合事業の見直しにより実績値の減少が見られました。
また、多様化する地域包括支援センター職員の負担軽減と支援の質の向上を目的に、職員1名分の増額を行い、包括の支援体制を強化しております。

- 基本目標
- 基本方針

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し、ともに支え合える社会づくり
 生きがいづくりと社会参加の促進

資料No. 3

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ア 生きがいづくりの推進	1	シニアクラブ活動助成事業	単位シニアクラブやシニアクラブ連合会の活動を支援するとともに、市広報誌などを通じてシニアクラブ入会の周知を図ります。	39	・単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会に活動費補助金を交付した。 (単位シニアクラブ：37クラブ 2,340人 1,090,400円、シニアクラブ連合会：455,000円) ・区長会総会及び市広報誌を通じて、シニアクラブ入会の周知を図った。	・単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会に活動費補助金を交付した。 (単位シニアクラブ：35クラブ 2,199人 1,026,100円、シニアクラブ連合会：455,000円) ・区長会総会及び市広報誌を通じて、シニアクラブ入会の周知を図った。	・高齢者の就業のあり方の変化などにより、シニアクラブのクラブ数及び会員は減少傾向にある。	・市広報誌などを通じて、引き続きシニアクラブ入会の周知を図る。
	2	長寿・米寿お祝い事業	長寿・米寿を祝福するため祝品などを贈呈し、敬老の意を表します。	40	・長寿及び米寿の方を訪問し、祝品等を贈呈することで敬老の意を表した。 (長寿訪問者：93人、米寿訪問者：684人)	・長寿の方への訪問および米寿の方への郵送により、祝品等を贈呈することで敬老の意を表した。 (長寿訪問者：70人、米寿訪問者：723人)	・高齢化の進捗により、敬老訪問事業（長寿、米寿）及び敬老会補助事業の対象者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。	敬老訪問事業について、対象者の増加を踏まえた事業のあり方を検討する。
	3	敬老会補助事業	各地区で開催する敬老行事を支援するため、経費の一部を補助します。	40	・区及び地区敬老会に補助金を交付した。 (170地区 7,035,300円)	・区及び地区敬老会に補助金を交付した。 (170地区 7,009,500円)	・敬老会を開催する自治会が減少傾向にあり、補助金の目的と乖離してきている。	・事務局である社会福祉協議会と補助金のあり方を踏まえて、今後の助成金額等を検討する。
	4	生きがい活動拠点運営事業	施設を安全に利用できるよう、適切な維持及び改修を行うとともに、個別施設計画などに沿った施設運営を進めます。	40	・施設の劣化状況等に応じた工事・修繕を実施した。(工事5件 138,310千円、修繕7件 36,553千円 設計監理2件 1,716千円)	・施設の劣化状況等に応じた工事・修繕・設計等を実施した。(工事4件 21,885千円、修繕8件 30,000千円、設計監理9件 15,000千円)	・建築後25年近く経過した施設が多く、設備を中心に劣化が著しく、近年は工事・修繕件数が増加している。	・施設の劣化診断等に基づき、劣化度及び緊急度の高い箇所から工事・修繕を行っていく。
	5	公民館活動事業	基幹となる中央公民館のほか、公設の7地区館において、それぞれ多彩な講座を開催するほか、様々な学習グループの生涯学習活動や地域の人とのつながりを支援します。	40	・中央公民館と7地区館で、通信俳句講座・市民ふれあい学級・世代間交流学級などを開催した。(開催回数：285回) ・年間を通し学習グループの活動を支援した。(登録：206グループ)	・中央公民館と7地区館で、通信俳句講座・市民ふれあい学級・世代間交流学級などを開催する。(開催回数：R6と同程度) ・年間を通し学習グループの活動を支援する。(登録：206グループ)	・講座の開催回数は、R5年度の274回からR6年度は285回へと増加しており、市民の学習機会は着実に提供されている。一方で、学習グループの登録数は219から206へと減少傾向にあり、活動の固定化や会員の高齢化が推察される。 ・今後は、多様な講座を通じて新規利用者の掘り起こしを図るとともに、既存グループの存続支援や、若い世代も参加しやすい新たなコミュニティ形成への働きかけが喫緊の課題である。	・講座開催を維持しつつ、学習グループの減少に歯止めをかけるため、「新規層の開拓」と「活動の持続性向上」を重点的に進める。具体的には、単発講座の参加者が既存グループへ加入しやすい環境作りや、若年層への周知を強化する。また、登録グループに対しては交流の機会を設ける等、組織の活性化を支援する。 ・地域ニーズを反映した魅力ある企画を通じ、多世代が繋がる環境を整備する。
	6	創錬の森 市民大学・大学院	65歳以上を対象に、教養を深め仲間づくりを図り、人間性豊かな生きがいある生活を送ることができるよう、創錬の森 市民大学・大学院を開設し、年間を通じ講義や実技などの各種講座を開催します。	40	・大学：5月～2月まで開催。午前は健康、歴史、芸術等の講義を開催。午後は班に分かれ、創作実技活動を行った。(開催：年18回 学生数：115人) ・大学院：5月～2月まで大学と合同講義10回、独自3回開催。地域や団体活動のリーダーとしての必要な知識や技能等の習得を支援。(会計：年13回 学生数：16人)	・大学：5月～2月まで開催。午前は健康、歴史、芸術等の講義を開催。午後は班に分かれ、創作実技活動を行った。(開催：年18回 学生数：116人) ・大学院：5月～2月まで大学と合同講義9回、独自4回開催。地域や団体活動のリーダーとしての必要な知識や技能等の習得を支援。(会計：年13回 学生数：17人)	・6年度も7年度ともに、年間を通し活動が活発にできた。 ・参加者が高齢化しており、最高齢は91歳である。野外活動などは安全に活動できるよう、職員配置に気を付けた。参加者同士で助け合っている様子も見受けられた。 ・参加者が固定化しているが、新規で申し込みをされた方も、25人いた。 ・一人暮らしの参加者もあり、閉じこもり予防につながっている。	・高齢者の生きがい、仲間づくりの場として、今後も継続していく。 ・講義内容は、アンケートを取り、参加者の意見を取り入れ、全世代安全で無理のない内容を取り入れつつ、地域で活躍するリーダーを育てる内容も考えていく。
	7	図書館	文字が見えづらい方も読むことができる大活字本や電子書籍、障がいにより読書が困難な方が利用できる録音図書(DAISY図書)・アクセシブルライブラリー(電子書籍)の提供、市内を巡回する移動図書館車による図書サービスなど、読書活動や調べものの支援を行います。	40	・電子書籍、アクセシブルライブラリーを市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」により提供している。 ・蔵書冊数を増やし、利用者に提供した。(大活字本39冊増、DAISY図書14冊増) ・移動図書館車の巡回を実施した。利用者からの要望により、巡回場所にグループホームを1か所追加した。	・電子書籍、アクセシブルライブラリーを市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」により提供している。 ・蔵書冊数を増やし、利用者に提供した。(大活字本40冊、DAISY図書8冊) ・図書館システムの更新に伴い、本を音声で聴くことができるオーディオブックを導入した。図書館に来館しなくても借りることができるので、様々な方に利用していただくことができる。	・市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」を通じた電子書籍やアクセシブルライブラリーの提供が継続されている。また、大活字本とDAISY図書の蔵書冊数が増加し、利用者に提供されている。 ・R7年度に新たに追加した移動図書館車の巡回場所は多くの方に利用されている。 ・新たにサービスを開始したオーディオブックについて、周知と利用促進を図っていくことが今後の課題である。	・今後も高齢者のニーズを把握し、読書活動や調べものの支援を継続していく。
イ 高齢者の社会参加の促進	8	おでかけ栄養教室【新規】	独居高齢者の孤食の現状を踏まえ、食や栄養に関する知識の普及や関心の向上及び共食の機会の増加を図るため、公民館などの身近な場所に栄養士・管理栄養士が出向き、栄養講話や調理実習を行います。	41	・地区サロン等へ出向き、栄養講話やびんころいろはかるた等を実施した。また、食生活改善推進協議会と連携し、試食や調理実習を実施した。(実施回数：53回 参加者：961人)	・地区サロン等へ出向き、栄養講話やびんころいろはかるた等を実施した。また、食生活改善推進協議会と連携し、試食や調理実習を実施した。(実施回数：30回 参加者：600人)	・昨年度と比較し、依頼回数の減少があるものの、関係団体と連携した取組を継続できている。	・今後も関係機関・団体との連携を図り、地域での活動支援を継続していく。

第9期計画の位置付け・関係課等					第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）		
イ 高齢者の社会参加の促進	9	通いの場への講師派遣事業	住民が身近な場所で介護予防について学んだり、交流を図ることができるよう、地域の通いの場へ専門職などの講師の派遣を行います。	41	・公民館等の通いの場に専門職が出向き、講話等を実施した。 (基本方針Ⅱ「健康講話・健康相談」参照)	・公民館等の通いの場に専門職が出向き、講話等を実施した。 (基本方針Ⅱ「健康講話・健康相談」参照)	・コロナウイルス感染症が5類となって以降、地域での活動が再開され、職員派遣の依頼も年々増加傾向にある。保健指導員や食生活改善推進協議会等との活動とも連携し、派遣件数の増加につながっている。	・今後も関係者間との連携を行いながら実施していく。
	10	佐久シルバー人材センター運営事業	高齢者の生きがい対策や就業機会の確保を図るよう、佐久シルバー人材センターの運営を支援します。	41	・佐久シルバー人材センターへ運営補助金を交付した。 ・入会案内やスマホ教室講座の案内を窓口に設置及び配布をして周知した。	・佐久シルバー人材センターへ運営補助金を交付した。 ・入会案内やスマホ教室講座の案内を窓口に設置及び配布をして周知した。	高齢者の就業のあり方の変化などにより、会員数の減少と平均年齢が上昇傾向にある。	市広報誌などを通じて、引き続き会員募集の周知を図る。
	11	佐久市市民活動サポートセンター運営事業	幅広い年代の方が参加できる機会を提供できるよう、佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、協働につながるイベントや交流会を開催します。	41	・協働の意識醸成に向けた出会い、交流の場として「カフェさくさぼ」を開催。地域の祭りやボランティアなどに関心がある学生や若者と学生や若者と協働で取り組みたい大人の意見交換を行った。 (カフェさくさぼ 参加者：29人) ・協働に関する基本的な枠組みや具体的な進め方について、事例紹介やワークショップなどの交流会を開催。 (区長さん・役員さんおしゃべり会 参加者：53人、PTAおしゃべり会 参加者：13人、まるキャンフェス74人)	・協働の意識醸成に向けた出会い、交流の場として「カフェさくさぼ」を開催。こども家庭庁が主導する「こどもまんなか社会」について、子育て支援団体の活動実践の事例紹介を通して子どもとの関わり方などを意見交換した。 (カフェさくさぼ 参加者：23人) ・協働に関する基本的な枠組みや具体的な進め方について、事例紹介やワークショップなどの交流会を開催。 (他機関連携交流会 参加者33名、区長さん・役員さんおしゃべり会 参加者：30人、まるキャンフェス74人、PTAおしゃべり会 16人)	・協働を推進していくためには、様々な団体同士を繋ぐネットワークの構築が必要。このことから、「多機関連携交流会」を実施。普段は接点がない団体同士がお互いの役割や連携に向けた意見交換ができた。幅広い分野でネットワークが構築できるように定期的に開催し交流会を定着させた。	・引き続き協働についての事例紹介や意見交換会・交流会を実施し、協働の意識醸成を図る。
	12	佐久市無料職業紹介所さくさくワーク	就労を希望する高齢者のために、ハローワークや企業と連携し、相談者の経験・知識・技能を活かした就労先へのマッチングを図ります。	41	・就労を希望する高齢者へ就職支援員による相談を実施。 (高齢者（65歳以上）の相談件数：15件)	・佐久市無料職業紹介所さくさくワークは令和6年度末を以って閉所となったため、令和7年度以降は就職相談は受け付けていないが、相談者を適切な相談窓口へ繋げられるよう、ハローワーク等の関係機関と連携している。	・佐久市無料職業紹介所さくさくワークの閉所に伴い、就職相談の受付は出来なくなったため、相談者がいた際は今後も適切な相談窓口へ繋ぐことが必要。	・就職相談の受付はできないが、相談者がいた際は適切な窓口へ繋げられるよう、今後もハローワーク等の関係機関と連携していく。
13	佐久市生涯学習リーダーバンク	自己の知識・技術・技能・経験などを活かす生涯学習リーダーバンクへの登録を勧奨し、高齢者の活躍の場の創生、社会参加・社会貢献を支援します。	41	・佐久市リーダーバンクの登録を行った。 (登録分野：45分野 登録件数：115件（個人：104件 団体：11件）)	・佐久市リーダーバンクの登録を行った。 (登録分野：44分野 登録件数：115件（個人：104件 団体：11件）)	・登録分野は微増、登録件数は横ばいであるが、指導者の高齢化等により今後登録数の減少が危惧される。	・創錬の森 市民大学・大学院の卒業生などを対象に広く周知を行い、登録者の確保に努める。	
14	佐久市ボランティアセンター	特技などを活かしたボランティア活動をしたい人と、ボランティアを募集するグループや団体をつなぎ、ボランティア活動を推進します。	42	・ボランティアセンター機能の充実を図り、ふれあいいきいきサロン等で収集した情報や住民のニーズに沿ったボランティアの受付、登録、活動紹介を行った。 ・ボランティア登録したグループ等が、各ボランティアセンターを利用し活動を行った。 (ボランティア団体：95団体 ボランティア登録者：2,436人)	・ボランティアセンター機能の充実を図り、ふれあいいきいきサロン等で収集した情報や住民のニーズに沿ったボランティアの受付、登録、活動紹介を行った。 ・ボランティア登録したグループ等が、各ボランティアセンターを利用し活動を行った。 (ボランティア団体：83団体 ボランティア登録者：2,969人)	・ボランティアセンターの知名度を上げる必要がある。 ・相談、依頼のマッチングが固定化してしまうことがある。	・引き続き、ボランティア活動上の相談や活動紹介を行っていく。 ・HP等にボランティア情報や事業の取り組みについて掲載するなど、活動の周知を行う。	

第9期計画の位置付け・関係課等					第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）		
イ 高齢者の社会参加の促進	15	ふれあいいきいきサロン事業	高齢者が地域の中で孤立したり、閉じこもりに陥ったりしないよう定期的に集まり、交流する場や介護予防、認知症予防などの講話を取り入れ、ふれあいいきいきサロンの開催を促進するため、開催主体に対し助成します。	42	・地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位でふれあいいきいきサロン（お茶飲み会）を開催した。 ・市や地域包括支援センター等と連携し、未開催地区の立ち上げを図り、市内全地区での開催を目指して周知を行った。 （佐久開催地区：67地区 延参加者：5,382人） （臼田開催地区：14地区 延参加者：1,180人） （浅科開催地区：7地区 延参加者：1,574人） （望月開催地区：9地区 延参加者：696人） （合計開催地区：97地区 総延参加者：8,832人）	・地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、区単位でふれあいいきいきサロン（お茶飲み会）を開催した。 ・市や地域包括支援センター等と連携し、未開催地区の立ち上げを図り、市内全地区での開催を目指して周知を行った。 （合計 開催地区：95地区 延参加者：9,000人）	・サロンに様々な地域住民の参加が増えるよう呼びかけ方法について工夫が必要である。 ・世話人交流会でプログラムの内容等の情報提供を行う必要がある。 ・山間部や小さい地区では、世話人になれる人がいない。	・引き続き、市や地域包括支援センター等と連携し、未開催地区の立ち上げを図り、市内全地区での開催を目指していく。
ウ 地域づくりの担い手育成の推進	16	おたっしや応援団育成塾（基礎講座・レベルアップ講座）	介護予防活動を実践できる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実践されるための基盤づくりを行います。	42	・お達者応援団育成塾（基礎講座・レベルアップ講座）を実施した。 （延参加者：基礎講座 437人、レベルアップ講座 111人）	・お達者応援団育成塾（基礎講座・レベルアップ講座）を実施した。 （延参加者：基礎講座 302人、レベルアップ講座 93人）	・地域の高齢化や役員の担い手不足に伴い参加者が減少傾向にあるため、「介護予防のリーダー育成」からより幅広い層に周知できるよう対象者の拡大が必要である。	・リーダー育成のみならず、自分自身の介護予防に向き合うことができる講座として周知していく。高齢者事業の横のつながりや地域包括支援センター、その他関係機関と連携し市民の方へ呼びかけていく。
	17	地域福祉講座	今まで培ってきた経験や知識を地域の場で活かすことができるよう、ボランティアの人材育成を目的に講座を開催します。	42	・地域福祉講座を開催した。 内容：講演会「生活困窮・ひきこもり・孤立孤独・子ども若者…誰も取り残さない地域づくりへ！」（参加者：41人）	・地域福祉講座を開催した。 内容：講演会「今後、明るい街づくりにするにはどうしたら良いか語り合ひましょう」（参加者：51人）	・多くの市民に講座の開催を知っていただくために周知方法の検討のために周知方法の検討する必要がある。	・地域福祉の大切さを知ってもらいボランティア育成を図る。
	18	ふれあいいきいきサロン体験会	ふれあいいきいきサロン事業を再開するきっかけづくりとして、区長、民生児童委員、世話人などを対象にした体験会を開催します。	43	・区長、民生児童委員、世話人等を対象に、新型コロナウイルス感染症が5類になり、サロン事業を再開するきっかけづくりとして体験会を開催した。 内容：社協に出来ること、市にできること、サロンを企画してみよう、モルック体験（参加者：49人）	・区長、民生児童委員、世話人等を対象に、新型コロナウイルス感染症が5類になり、サロン事業を再開するきっかけづくりとして体験会を開催した。 内容：ふれあいいきいきサロンの取組について、ふれあいいきいきサロンお役立ち体験会（参加者：43人）	・サロンに様々な地域住民の参加が増えるよう呼びかけ方法について工夫が必要である。	・サロン体験会を開催し、未開催・休止していた地区に対してサロンの開催を働きかけていく。
	19	ふれあいいきいきサロン世話人交流会	ふれあいいきいきサロン世話人などを対象に、資質向上と世話人同士の情報交換のため、世話人交流会を開催します。	43	・ふれあいいきいきサロン世話人等を対象に、資質向上と世話人同士の情報交換のため、世話人交流会を開催した。 内容：事例発表、交流会、チャレンジ号（交通安全）の紹介（参加者：60人）	・ふれあいいきいきサロン世話人等を対象に、資質向上と世話人同士の情報交換のため、世話人交流会を開催した。 （令和8年3月開催予定）	・サロンに様々な地域住民の参加が増えるよう呼びかけ方法について工夫が必要である。	・世話人交流会を開催し、サロンで取り組めるプログラムの紹介やサロン等で活用できる貸出物品の紹介を行っていく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績	R7年度見込み（取組状況）			
ア 若年期から継続した健康づくりの推進	20	特定健診・特定保健指導	国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、生活習慣病の予防を目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（特定健診）を行います。また、その結果で生活習慣病のリスクが高い方を対象に、生活習慣改善のための保健指導（特定保健指導）を実施します。	44	・国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、健康診査（特定健診）を行った。 （特定健診受診者：5,831人 健診受診率：45.1%） （特定保健指導利用者：315人 特定保健指導利用率：55.6%） ・受診率向上のため、医療側からのアプローチも行っていただけるよう、医療機関を訪問し個別健診やみなし健診の実施依頼を行った。	・国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、生活習慣病の予防を目的に健康診査（特定健診）を行った。 ・特定健診の結果で生活習慣病のリスクが高い方を対象に、生活習慣改善のための保健指導（特定保健指導）を行った。 ・受診率向上のため、医療側からのアプローチも行っていただけるよう、医療機関を訪問し個別健診やみなし健診の実施依頼を行った。 ・保健指導を利用しやすくするため、オンライン面談を導入した。	・健診未受診の方の意識調査では、かかりつけ医で定期受診があるため健診は必要ないと考えている方が多くいることが分かっている。 ・医療中心の介入となっており、介護予防に向けた視点が薄くなっている。	・今後も、医療機関への周知や対象者へのはがき送付等により、受診勧奨を行っていく。また、保健指導の利用について医療側からも勧めていただけるよう、医療機関へ依頼していく。 ・医療のみでなく、介護予防の視点も取り入れた支援につながるよう、対象者の選定基準の見直しを行う。
	21	後期高齢者健康診査（フレイル健診）	75歳以上の後期高齢者を対象に、生活習慣病の発症や重症化予防、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）の予防を目的とした健康診査（フレイル健診）を実施します。	44	・75歳以上の後期高齢者を対象に、健康診査（フレイル健診）を行った。 （健診受診者：4,308人 健診受診率：26.8%） （長野県後期高齢者医療広域連合算出）	・75歳以上の後期高齢者を対象に、生活習慣病の発症や重症化予防、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）の予防を目的とした健康診査（フレイル健診）を行った。		
	22	歯周病（義歯）検診 がん検診 骨粗しょう症検診	35歳以上の方を対象に、う蝕や歯周病の有無、義歯の適合状態など、口腔内診査及び歯科保健指導を行う歯周病（義歯）検診を無料で実施します。 種別ごとの対象年齢において、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんなどの各種がん検診、骨粗しょう症検診を実施します。	44	・35歳以上の方を対象に、歯周病（義歯）検診を行った。 （地域集団健診：27日、受診者：669人） ・医療機関や地域集団健診、車健診（子宮がん、乳がん、肺がん）にて各種がん検診を実施した。 ・R5から開始した骨粗しょう症検診（集団）を実施した。	・20・30・40・50・60・70歳の方及び妊娠中の方を対象に歯周病（義歯）検診を行う。 ・種別ごとの対象年齢において、各種がん検診、骨粗しょう症検診を行った。	・令和7年度から歯周病検診の実施方法と対象者を変更し実施し受診率は増加したが、現役世代の受診率が低いと、周知と受診勧奨が必要である。 ・がんの早期発見・早期治療は、重症化を防ぎ自立した生活を維持するために不可欠であるが、受診勧奨のあり方が課題である。	・各年齢層への受診勧奨と、口腔の健康の重要性を周知・啓発していく。 ・高齢者の事業等と一体的な周知を行い、早期発見・早期治療によるQOLの維持を図る。
	23	低栄養・生活習慣病重症化予防指導	生活習慣病の重症化や低栄養による要介護状態への移行を予防するため、健康診断の結果から、主に低栄養の方、高血圧・糖尿病の未治療者及びコントロール不良の方、慢性腎臓病（CKD）の疑いのある方を対象に、保健指導を行います。	44	・健診結果から対象者を抽出し、電話・訪問等により保健指導を実施した。 （介入者：糖尿病未受診・中断 53人、糖尿病性腎症ハイリスク 154人、CKD 149人、高血圧未受診 34人、高血圧ハイリスク 33人、低栄養 109人）	・KDB支援ツール（R6年度健診結果から抽出）を用いて対象者を抽出し、電話・訪問等により保健指導を実施した。 （介入者：血糖コントロール不良 13人、糖尿病フレイル併存 130人、CKD 110人、血圧コントロール不良 27人、低栄養 54人）	・対象者の抽出方法を変更したことに伴い、対象者数が減少した。 ・以前の対象者は医療の視点が中心であったが、抽出方法の変更に伴い、フレイル予防の視点も踏まえた対象者抽出を行えるようになった。 ・以前よりも介入の必要性が高い対象者へ絞り込まれているため、訪問等でより丁寧な介入をしていくことが望ましい。	・医療面のみでなく、フレイル予防も踏まえた介入を継続していく。
	24	口腔機能低下予防事業（オーラルフレイル予防）	口腔機能低下（オーラルフレイル）による要介護状態への移行を予防するため、健康診断時の後期高齢者質問票から、口腔機能低下（オーラルフレイル）のリスクが高い方を対象に、口腔機能向上指導及び必要に応じて歯科医療機関の受診勧奨を行います。	44	・対象者156人に「口腔機能低下予防について」の通知と「口腔体操のチラシ」を送付した。そのうち、92人（電話84人、訪問6人、来所2人）に口腔機能向上指導及び必要に応じて歯科受診勧奨をした。	・対象者231人に「口腔機能向上について」の通知と「口腔体操のチラシ」を送付する。その後、電話で介入し、口腔機能向上指導及び必要に応じて歯科受診勧奨をする。 電話での介入時に、面談を勧め、希望者には面談で指導を行う。	・通知文の送付後、電話介入を試みるが電話がつかない対象者が多い。 ・また、面談の希望者が少なく口頭での指導になるが、口腔体操の指導等は面談での指導が望ましい。	・電話の回数を増やしたり、時間帯を変えたりし、介入者を増加させる。 ・電話介入時には、面談につながるようアプローチしていく。
	25	健診結果（運動）からの介護予防普及啓発	健康診断の結果から運動機能低下のリスクがある方に対し、チラシなどを郵送し運動についての重要性の周知や、運動教室などの紹介を行います。	44	・健康診断の結果から対象者を抽出し、運動の重要性と運動教室（ほねぶと健康クラブ）の紹介チラシを郵送し、周知した。 （対象者：175人）	・健康診断の結果から対象者を抽出し、運動の重要性と運動教室（ほねぶと健康クラブ）の紹介チラシを郵送し、周知した。 地区サロン等で体操や運動指導、健康講話、健診の受診勧奨なども実施した。	・運動教室のチラシの配布から、教室への参加についての問い合わせがあり紹介した。地区サロン等に出てこない人に対するアプローチが課題。	・健診結果からの運動教室紹介のチラシ配布継続。サロン等での体操や講話も継続していく。
	26	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	KDBシステムなどを活用し、医療・健診・介護レセプトのデータを分析して把握した地域の健康課題に基づき、庁内で連携し、医療専門職による個別支援（ハイリスクアプローチ）、通いの場での健康づくりやフレイル予防の普及啓発（ポピュレーションアプローチ）	45	・健康づくり推進課と連携し、低栄養・生活習慣病重症化予防指導や地区サロン等での健診受診勧奨や健康講話などを実施した。 （「低栄養・生活習慣病重症化予防指導」及び「健康講話・健康相談」参照）	・健康づくり推進課と連携し、低栄養・生活習慣病重症化予防指導や地区サロン等での健診受診勧奨や健康講話などを実施した。 （「低栄養・生活習慣病重症化予防指導」及び「健康講話・健康相談」参照）	・国保医療課、健康づくり推進課、高齢者福祉課の3課で連携しながら進められている。	・引き続き連携をしながら継続していく。
	27	栄養相談	食生活の評価や改善が必要と思われる方に対し、栄養士・管理栄養士が電話や訪問などにより、個々の状態に合わせた支援を行います。	45	・訪問や来所、電話等により、個別で栄養相談を実施した。 （実施件数：55件、実施者：60人）	・訪問や来所、電話等により、個別で栄養相談を実施した。 （実施件数：40件、対象者：45人）	・健康づくり推進課と連携し、医療機関からの依頼が増加。 ・ホームページに掲載を行ったところ、本人から相談につながったケースもあった。引き続き、周知を行っていく必要がある。	・他事業でのチラシ配布など周知範囲を拡大していく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
イ 介護予防・フレイル予防の推進	28	65歳への介護予防普及啓発	健康寿命の延伸や互助の地域づくりを目的に、介護予防の必要性や社会参加の重要性について周知を図るため、65歳になる方へチラシを郵送し普及啓発を行います。	46	・65歳になる方への介護保険保険証送付時に介護予防や社会参加についてチラシを同封し、普及啓発を行った。（対象者：1,185人）	・65歳になる方への介護保険保険証送付時に介護予防や社会参加についてチラシを同封し、普及啓発を行った。（対象者：1,298人）	・介護保険証とあわせて送付することで、対象者への介護予防に対する早めの意識喚起に活かされている。	・引き続きチラシを同封し、普及啓発を行っている。
	29	75歳・80歳おたっしゃ訪問事業	75歳、80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、医療専門職が自宅を訪問し、健康状態の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行います。	46	・75歳、80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、訪問、来所、電話で健康状態の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行った。（対象者：75歳 1,440人、80歳 939人）	・75歳、80歳の介護保険サービスを利用していない方に対し、訪問、来所、電話で健康状態の確認や介護予防に関する普及啓発、各種サービスの情報提供を行った。（対象者：75歳 1,510人、80歳 729人）	・基本チェックリストの回答結果について、集計は行っているものの、経年比較や地域差の有無などの分析ができていない。 ・75歳対象者は80歳対象者と比較し、就業等での不在率が高く、訪問につながらないケースが多い。訪問による実施率（75歳：76% 80歳：86%）	・事業内容の検討時等に活かせるよう、回答結果の集計について分析を行っていく。 ・75歳の対象者については郵送による調査への変更を検討していく。
	30	はつらつ音楽サロン	認知機能の維持向上を図るため、音楽を通して心身の安定を図り、大きな声で歌うことで脳を刺激するはつらつ音楽サロンを開催します。	46	・65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、音楽療法士などの専門の講師に依頼し、市内6会場で開催した。（延実施回数：48回 延参加者：2,603人）	・65歳以上の見守りや介助を必要としない方を対象に、音楽療法士などの専門の講師を依頼し、市内6会場で開催した。（延実施回数：48回 延参加者：2,680人）	・毎年大勢の方にご参加いただいております。ほとんどの会場で申込定員に達している。 ・現在は楽しみとしての要素が強い内容であるため、介護予防の講話等を取り入れていくなど内容の見直しが必要である。	・内容について、介護予防講話を取り入れる等検討していく。
	31	転倒骨折予防事業（ほねぶと健康クラブ）	理学療法士や健康運動指導士などが中心となって、転ばないための身体づくりを実践指導し、自主的な運動に向けての動機付けを行います。	46	・転倒予防のための運動・講話を、市内13会場で実施した。（延実施回数：156回 延参加者：2,841人）	・転倒予防のための運動・講話を、市内13会場で実施した。（延実施回数：156回 延参加者：3,000人）	・参加者は徐々に増加傾向。定員越えにより新規での参加が難しい教室がある。転倒予防事業と他事業との連携が出来ていない。	・参加者の中から、地域活動の担い手になってもらえるようお達者応援団の紹介等、他事業と連携をしていく。
	32	健康講話・健康相談	健康づくりやフレイル予防への関心を高めるため、地区サロンなどの通いの場へ保健師・理学療法士・管理栄養士・薬剤師など様々な専門職が出向き、健康講話や健康チェック（血圧測定・握力測定など）、健康相談などを行います。	46	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、介護予防体操や健康体操を実施した。（実施回数：191回 延参加者：3724人）	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、介護予防体操や健康講話等を実施した。（実施回数：200回 延参加者：3800人）	・コロナウイルス感染症が5類となって以降、地域での活動が再開され、職員派遣の依頼も年々増加傾向にある。 ・保健指導員や食生活改善推進協議会等との活動とも連携し、派遣件数の増加につながっている。	・今後も関係者間との連携を行いながら実施していく。
	33	介護予防用品の貸出	介護予防活動を促進するため、自動血圧計、体力測定器具、ぴんころ長寿いろはかるたなどの介護予防用品の貸出を行います。	46	・市民や事業所等で希望される方に、介護予防用品の貸出を行った。（実施回数：11回）	・市民や事業所等で希望される方に、介護予防用品の貸出を行った。（実施回数：15回）	・音楽サロンの歌集、ぴんころかるた等、サロンでの活用に活かされている。	・引き続き貸出を継続する。
	34	健康長寿体操推進事業	高齢者の健康づくりの一環として、佐久市オリジナル「健康長寿体操」の普及啓発を行います。健康長寿体操の習慣化を進めるため、健康長寿体操DVDやCDの貸出を行います。	46	・事業の参加者に健康長寿体操CDを配布した。（配布数：80枚） ・各種介護予防事業の際に健康長寿体操を実施した。（実施回数：256回）	・事業の参加者に健康長寿体操CDを配布した。（配布数：50枚） ・各種介護予防事業の際に健康長寿体操を実施した。（実施回数：250回）	・CD配布の継続。 ・市の事業で健康長寿体操実施。	・CD配布の継続。 ・市の事業で健康長寿体操実施。
	35	介護予防手帳の配布	高齢者がセルフマネジメントに取り組み、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、介護予防や社会資源などの情報をまとめた手帳を配布します。	46	・各地域包括支援センターおよび市の理学療法士、栄養士、歯科衛生士を通して介護予防手帳の配布を行った。（配布数：190冊） ※配布数：包括へ配布した数	・各地域包括支援センターおよび市の理学療法士、栄養士、歯科衛生士を通して介護予防手帳の配布を行った。（配布数：130冊） ※配布数：包括へ配布した数	・サービス利用開始時に配布を行っているが、配布対象者の検討が必要。	・配布対象者の範囲を拡大。また、それに伴って配布対象に見合った手帳内容への見直しも行っていく。
36	お出かけリハビリテーション	介護予防のための運動について、正しい知識や方法を提供するため、地区活動などの集いの場にリハビリ専門職などが出向き、地域の高齢者に対し指導を行います。	46	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、介護予防体操や健康体操を実施した。（実施回数：59回 延参加者：1,226人）	・専門職が地区サロン等の通いの場へ出向き、介護予防体操や健康体操を実施した。（実施回数：58回 延参加者：1,200人）	・地区サロンや保健指導員活動等に専門職を派遣している。外部講師にも参加していただき年間60件近く対応できている。	・外部講師の受け入れできる許容範囲を確認しながら、実施回数が増えるように広報していく。	
37	リハビリ専門職等同行訪問	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の職員とリハビリ専門職が同行訪問し、身体機能や生活空間の評価を行い、自立支援に向けた助言を行う。	46	・訪問対象者を拡大し、外部の理学療法士にも依頼しながら、訪問件数を増やし自立支援に向けた助言を行っている。（実施件数：187件）	・地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所職員と同行訪問し、自立支援に向けた助言を行った。（実施件数：200件）	・包括支援センター職員にリハビリの同行訪問を積極的に活用するよう呼び掛けており、訪問件数も増えてきている。	・理学療法士間で自立支援に対する学習を進めるとともに、訪問利用者の半年後の状態を把握できるようケアマネージャーからフィードバックをもらうようにしていく。	

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）		
ウ 自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進	38	適正な介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターなどの計画作成者が、利用者の生活機能の低下の背景・原因を分析し、課題を明らかにした上で、利用者と一緒に自立に向けた目標を定めます。その後も利用者と計画作成者が共に、目標に向けた取組状況の確認や評価を行うなど、目標志向型の介護予防ケアマネジメントの作成により、利用者の介護予防（自立に向けた支援）を行います。	48	・地域包括支援センターなどの計画作成者が利用者の生活の場に出向き、利用者の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行った。 (実施件数：4,212件)	・地域包括支援センターなどの計画作成者が利用者の生活の場に出向き、利用者の自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを行った。 (実施件数：4,000件)	<p>・高齢者の自立した生活の継続に向け、医療介護関係者が自立支援の視点を持って支援にあたることのできるよう、自立支援の考え方や、自立支援に向けたケアプランの作成に関する研修等を行い、意識統一を図ることができている。また、高齢者の望む暮らしを支えられる地域づくりの推進に向け、それぞれの取組について情報共有しあうことで連携の強化につながっている。</p> <p>・サービス事業所や居宅支援事業所に対し、地域資源に関する情報が不足しているため、今後、周知を強化していく必要がある。</p> <p>・通所型サービスCの利用が増加傾向。自立支援の視点が定着してきており、総合事業費や介護給付費の抑制につながっている。</p>
	39	介護予防連携推進会議	利用者の自立支援に向けて、事業所・包括・市が連携し、情報共有や情報交換をしながら、介護予防・生活支援サービス事業とその他の事業の充実に向けた研修会や会議を実施します。	48	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、総合事業指定事業所、住民主体型サービス実施団体、市職員を対象とした研修会を実施した。(実施回数：1回)	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、総合事業指定事業所、住民主体型サービス実施団体、市職員を対象とした研修会を実施した。(実施回数：1回)	
	40	気付き（自立）支援型地域ケア個別会議	市が主催し、高齢者のQOL向上を支援するために多職種からの専門的な助言を通して自立支援について学び、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上及び地域の強みや社会資源の把握、地域課題の抽出などを行います。	48	・日常生活圏域ごとに月1回会議を開催し、事例対象者の望む暮らしに向けて、自立支援の視点を重視しながら多職種で検討を行った。 (実施回数：12回 24事例)	・日常生活圏域ごとに月1回会議を開催し、事例対象者の望む暮らしに向けて、自立支援の視点を重視しながら多職種で検討を行った。 (実施回数：12回 24事例)	
	41	訪問型サービス（独自）	食事、入浴、排せつなどの身体介護をホームヘルパーが利用者宅へ訪問し支援を行います。併せて、調理や掃除などを利用者と一緒にしながら、「利用者のできることを増やす支援（生活援助）」を実施します。	48	・訪問型サービス（独自）について、事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：1,579件、延利用回数9,559回)	・訪問型サービス（独自）について、事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：1,550件、延利用回数9,100回)	
	42	訪問型サービスA	利用者宅を訪問し、調理、掃除などを利用者と一緒にしながら、「利用者のできることを増やす支援（生活援助）」を、介護士または一定の研修を受けたボランティアなどの訪問支援員が行います。	48	・訪問型サービスAについて、事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：443件、延利用回数：1,935回)	・訪問型サービスAについて、事業所による訪問での支援を実施した。 (延利用者数：320件、延利用回数：1,500回)	
	43	訪問型サービスC	リハビリ専門職、管理栄養士、歯科衛生士が3～6カ月の期間で訪問し、生活改善のための助言・相談を行います。	48	・訪問型サービスCについて、市の管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士による短期集中型の個別支援を実施した。 (延利用者数:栄養12件、口腔40件、運動25件)	・訪問型サービスCについて、市の管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士による短期集中型の個別支援を実施した。 (延利用者数:栄養3件、口腔20件、運動12件)	
	44	訪問型サービスD（移動支援）	介護予防教室などへの移動支援を住民団体などが主体となって行います。	48	・訪問型サービスD（移動支援）について、1団体による移動支援を実施した。 (送迎回数：130回、延利用回数：1,079回)	・訪問型サービスD（移動支援）について、1団体による移動支援を実施した。 (送迎回数：135回、延利用回数：1,100回)	
	45	通所型サービス（独自）	日帰りで通所介護施設に通い、入浴、排せつ、食事などの身体介護や生活機能改善のための体操や筋力トレーニングを他の利用者と一緒にしながら、自宅などでの生活の自立に向けた支援を行います。	48	・通所型サービス（独自）について、事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数:5,898件、延利用回数:31,724回)	・通所型サービス（独自）について、事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数:5,500件、延利用回数:30,000回)	
	46	通所型サービスA	運動器機能向上、認知機能低下予防の介護予防プログラムを実施するとともに、利用者の外出、他者との交流の機会を支援し、社会参加を促進します。	49	・通所型サービスAについて、事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数:1,483件、延利用回数:4,294回)	・通所型サービスAについて、事業所による通所型サービスの提供を行った。 (延利用者数:1,200件、延利用回数:3,500回)	
	47	通所型サービスB	体操、運動等の活動、趣味活動などを通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会を住民団体などが主体となって行います。	49	・通所型サービスBについて、住民が主体となった2団体により、通所型サービスの提供を行った。 (実施箇所数：6カ所、延実施回数：142回)	・通所型サービスBについて、住民が主体となった2団体により、通所型サービスの提供を行った。 (実施箇所数：6カ所、延実施回数：144回)	
	48	通所型サービスC	リハビリ専門職などが生活上の課題を把握した上で、短期集中的に指導し、運動機能の向上を図るプログラムを行います。	49	・通所型サービスCについて、3事業所により、短期集中型の通所サービスの提供を行った。 (延利用者数：293件、延利用回数：835回)	・通所型サービスCについて、3事業所により、短期集中型の通所サービスの提供を行った。 (延利用者数：300件、延利用回数：850回)	

- 基本目標 II 住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続ける地域づくり
- 基本方針 1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域の包括的な支援体制づくり

第9期計画の位置付け・関係課等					第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）		
ア 包括的な支援体制の整備	49	庁内関係部署の連携推進	市民の複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、庁内関係部署の横のつながりを強化し、密に連携を図ります。	51	・個別事例への支援を通して、庁内関係部署と連携しながら対応し、関係強化を図った。	・個別事例への支援を通して、庁内関係部署と連携しながら対応し、関係強化を図った。	・多様化するニーズに対して、庁内関係部署との迅速な連携の強化が求められる。	・庁内関係部署との連携を強化し、個別事例に対し迅速に対応していく。
	50	関係機関の連携強化	市民の複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、必要に応じ、庁外関係機関と連携を強化します。	51	・個別事例への支援を通して、庁内関係機関と支援体制を確認しながら対応し、支援体制の構築推進を図った。	・個別事例への支援を通して、庁内関係機関と支援体制を確認しながら対応し、支援体制の構築推進を図った。	・多様化するニーズに対して、庁内関係機関との迅速な支援体制の構築が求められる。	・庁内関係機関との支援体制の構築を強化し、個別事例に対し迅速に対応していく。
	51	相談支援体制の充実	高齢者・障がい者・子育て家庭・生活困窮・自殺・引きこもりなどの複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、どなたからの相談も受け止める相談支援体制を構築し、関係者・関係機関が情報を共有し、アウトリーチを強化しながら支援体制の充実を図ります。	51	・庁内関係部署による協議を行い、「佐久市重層的支援体制整備事業移行計画（案）」の作成を実施した。	・庁内関係部署による協議を行い、「佐久市重層的支援体制整備事業移行計画（案）」の作成を実施した。	・複合化、複雑化した相談に対する庁内関係部署の相談支援体制の構築が図られていない。	・庁内関係部署の相談支援体制を重層的に行う体制整備の構築をしていく。
イ 地域包括支援センターの機能強化と相談・支援体制の充実	52	地域包括支援センター運営事業	高齢者及びその家族の総合相談窓口として、各種相談・福祉サービスの調整を行う地域包括支援センターを市内6か所に設置します。	51	・市内6か所に地域包括支援センターを設置している。	・市内6か所に地域包括支援センターを設置している。	・高齢者人口の増加に伴い、業務量は増えていくことが見通され、R7からの委託料を増額している。	・引き続き市内6か所の地域包括支援センターの設置をしていく。
	53	基幹包括支援センター業務	地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行う基幹包括支援センターを市高齢者福祉課内に設置します。	51	・高齢者福祉課内に基幹包括支援センターを設置している。	・高齢者福祉課内に基幹包括支援センターを設置している。 ・R7年度より主任介護支援専門員が配置された。	・基幹包括支援センターとして市内6包括の後方支援を行っているが、人材育成や自立支援の視点を重視した介護予防ケアマネジメントの向上等、支援が引き続き必要な部分が多い。	・基幹包括支援センターができる人材育成や研修等を充実させていく。
	54	地域包括支援センター評価事業	地域包括支援センターの機能強化及び体制強化を図るため、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価します。	52	・10月に各包括へ自己評価シートの提出を求め、行政評価を実施した。	・R7年度より国の評価基準が変更されたため、変更内容を反映した市の評価事業を行っている。10月に各包括へ自己評価シートの提出を求め、11月から12月にかけてヒアリングを行い、2月に行政評価を実施する。	・R7年度より国の評価基準が変更されたため、市の評価基準の変更を行ったが、一部の項目で集計方法等が統一されておらず、回答ができない（またはしづらい）項目がある。	・市として集計方法の統一等を行い、現在回答が出来ない一部の項目についても回答が出来るようにする。
	55	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るため、その運営の在り方を協議する佐久市地域包括支援センター運営協議会を設置します。	52	・運営協議会を開催した。（開催回数：2回）	・運営協議会を開催した。（開催回数：2回）	・運営協議会において地域の課題を話し合っているが、包括ごとの地域ケア会議から運営協議会へ課題を提出する仕組みが出来上がっていない。	・地域ケア会議から運営協議会へ課題が提出できるよう、仕組みづくりを行っていく。
ウ 生活支援体制整備の推進	56	生活支援コーディネーター配置	地域の支え合いや活動する場づくりをコーディネートするため、基幹包括支援センターと市内6か所ある地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置します。	53	・基幹包括支援センターに2人、市内6か所の地域包括支援センターに6人配置している。	・基幹包括支援センターに2人、市内6か所の地域包括支援センターに6人配置している。	・各包括支援センターに人材を配置し支援を行っている。	・基幹包括支援センター及び各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置をしていく。
	57	地域資源の発見・開発、コーディネートの強化	地域包括支援センターや地域の支え合い活動をしている団体などと共に、地域資源の情報を集め、地域の実情に応じた取組の開発やコーディネートの強化を行います。 住民自身が地域の支え合い活動に積極的に参加できるよう、住民主体の助け合い（互助）の仕組みの構築を推進します。	53	・生活支援コーディネーター会議を実施し、情報交換や取組の開発、地域での活動支援について検討している。（開催回数：11回）	・生活支援コーディネーター会議を実施し、情報交換や取組の開発、地域での活動支援について検討している。（開催回数：10回）	・社会福祉協議会や、その他関係機関も必要時会議に参加している。	・情報交換や取組の開発、地域での活動支援を行っていく。
	58	関係機関や地域の関係団体との連携	地域の通いの場や活動について情報交換を行い、集めた情報をもとに地域での新たな通いの場やつながりをつくる活動を支援するため、地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、JAなどの事業所と協議体を組織し連携します。	54	・地域包括支援センターエリアごとに、民生児童委員との三者連絡会や、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、JA等と情報交換会を実施している。	・地域包括支援センターエリアごとに、民生児童委員との三者連絡会や、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、JA等と情報交換会を実施している。	・民生児童委員との三者連絡会は例年実施となり、民協定例会での事例含めた相談の場などを各地域包括支援センターで工夫して行っている。 ・情報交換会で地域課題の意見交換を増やせるよう事前に情報の提出を求めた。	・情報交換や相談の場の確保をし、集めた情報をもとに地域での新たな通いの場やつながりをつくる活動を支援していく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）		
工 地域づくりにつながる地域ケア会議の充実	59	佐久市地域包括ケア協議会（地域包括支援センター運営協議会と兼ねる）	市が主催し、地域包括ケア協議会の活動計画及び活動報告、市全体での地域課題の解決に向けて協議を行い、介護保険事業計画への反映など政策形成につなげます。	55	・地域包括支援センターの周知に向けての取組の報告と今後の検討を行った。（開催回数：2回）	・地域包括ケア協議会の報告と、協議会で作成した資料についてアンケートを実施、今後の検討を行った。（開催回数：2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとに、それぞれのテーマを協議会で行っていたが、R7～8年度は認知症をテーマに実施している。 ・個別レベル（地域ケア個別会議）・地域レベル（地域包括ケア協議会）・市レベル（佐久市地域包括ケア協議会）の3つの会議の間で、課題のポトムアップと検討結果のフィードバックを行う。
	60	地域包括ケア協議会	地域包括支援センターが主催し、地域ケア個別会議等において抽出された地域課題の解決に向け、生活支援等サービスの体制整備を進めます。各生活圏域で推薦された委員と、地域における社会資源の調査・把握を行い、情報の共有及び連携・協働推進を図ります。また、地域における解決困難な問題や課題について生活圏域レベルで協議を行います。	55	・6つの日常生活圏域で協議会を設置し、実施している。（実施回数：16回）	・6つの日常生活圏域で協議会を設置し、実施している。（実施回数：14回）	
	61	地域ケア個別会議（課題解決型）	地域包括支援センターが主催し、個別ケースの複雑化・複合化した課題の解決を図るために、本人・家族・地域の関係者・支援者などで検討を行い、地域のネットワーク構築、地域見守り体制の整備、地域の強みの把握、地域課題の抽出などを行います。	56	・地域包括支援センターエリアごとに、各包括支援センター主催で実施した。（実施回数：24回 24事例）	・地域包括支援センターエリアごとに、各包括支援センター主催で実施した。（実施回数：24回 22事例）	
オ 高齢者の尊厳ある暮らしの支援と権利擁護の推進	62	成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障がある者であって、かつ、身寄りのない高齢者に対し、市が老人福祉法の規定に基づき成年後見制度利用に向けて後見開始の審判請求などの支援を行います。	57	・市長申立による後見等開始の審判請求を行った。（請求件数：11件）	・市長申立による後見等開始の審判請求を行った。（請求件数：10件）	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立立ての件数は数年前に比べて増加傾向にある。 ・類型も後見だけではなく、保佐・補助等幅広い種類になっている。
	63	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、制度を円滑に利用できる体制を整備します。また、相談支援体制の充実のため、成年後見制度利用促進法における成年後見制度利用促進基本計画に則り、佐久圏域11市町村・さく成年後見支援センター・佐久広域連合の3機関の連携により、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。	57	・佐久圏域成年後見中核機関連絡会に出席し、近隣市町村やさく成年後見支援センター、佐久広域連合と顔の見える関係づくりを行った。	・佐久圏域成年後見中核機関連絡会に出席し、近隣市町村やさく成年後見支援センター、佐久広域連合と顔の見える関係づくりを行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村や佐久広域連合との顔合わせの機会は佐久圏域成年後見中核機関連絡会の1回のみとなっている。 ・さく成年後見支援センターについてはケースの状況に応じて必要時に連携が取れている。
	64	高齢者虐待への対応・支援【養護者による虐待】	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行います。また、地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待に関する理解の啓発を図るとともに、ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。	58	・通報を受け付け、ケースによって高齢者虐待防止法に基づいて対応を行った。（受付件数：62件） ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	・通報を受け付け、ケースによって高齢者虐待防止法に基づいて対応を行った。（受付件数：35件（R8.1時点）） ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度までに比べると養護者による虐待の通報件数は少なくなっている ・通報件数は少なくなっているが、引き続き高齢者虐待に対する市民の意識を高めていく必要がある
	65	高齢者虐待への対応・支援【養介護施設等における虐待】	介護相談員の派遣事業及び利用者の家族、施設の従事者などからの相談を虐待の未然防止につなげるとともに、ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行い、通報をもとに、虐待の早期発見を図ります。虐待が認められた場合は、施設や事業所への指導やモニタリングを行うとともに、虐待を受けた高齢者の保護を図ります。「高齢者虐待防止のための指針」の改訂や「高齢者虐待対応マニュアル」の作成について、必要な情報提供をするなどの支援を行います。	58	・通報を受け付け、高齢者虐待防止法に基づいて任意調査を行った。（受付件数：2件） ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	・通報を受け付け、高齢者虐待防止法に基づいて任意調査を行った。（受付件数：5件） ・市ホームページなどで相談・通報窓口の周知を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・養介護施設従事者による虐待通報のタイミングが遅い事例が複数あった。 ・養介護施設従事者が高齢者虐待防止法に基づく通報義務について、理解できていないことが課題である。
66	高齢者虐待防止ネットワーク	認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会などにおいて、関係機関・団体などと虐待防止に資する連携協力体制を整備します。高齢者虐待防止対策の検討・取組の実施、取組内容の改善・見直しは、PDCAサイクルを活用して実施します。	58	・認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会において、高齢者の虐待状況について現状を報告し、虐待防止対策について関係機関等と協議した。（報告回数：1回）	・認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会において、高齢者の虐待状況について現状を報告し、虐待防止対策について関係機関等と協議した。（報告回数：1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のため、今後もネットワーク構築を図っていく。 	

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
オ 高齢者の尊厳ある暮らしの支援と権利擁護の推進	67	消費者被害の防止	高齢者を狙った悪質商法などによる被害を防止するため、関係機関と連携し啓発活動を行います。	58	・消費者被害の防止に関するポスターを掲示し、啓発活動を行った。	・消費者被害の防止に関するポスターを掲示し、啓発活動を行った。	・消費者被害の防止に関するポスターの年に1回の更新に合わせて、掲示の差し替えを行っている。	・消費者被害の防止に関して、目につく場所にポスターを掲示するなど周知を図っていく。
	68	身寄りのない高齢者などへの支援ガイドライン作成【新規】	身寄りのない高齢者などについて、介護・福祉サービスの利用手続き、料金の支払いやお金の管理、病院受診や入院・手術などの手続き、施設や病院で必要な物品の準備、退所や退院の手続き、亡くなった後の手続きなどについて、身元保証が求められる際のガイドラインについて作成を進めます。	58	・「身寄りのない方への支援に関する状況調査」の集計結果から、現場での課題を明確化し、その課題に対して、「佐久市における身寄りのない方等への支援のためのガイドライン（案）」を作成した。	・正式名称を「佐久市における身寄りのない方等への支援者のためのガイドライン」として、2月に行われる医療介護連携推進協議会にて承認を受ける予定。	・「身寄りのない方等への支援検討部会」を終了とするが、その後のガイドラインの周知方法等が決まっていない。	・佐久市医療介護連携推進協議会を中心にガイドラインの周知方法等を検討していく。
カ 家族介護支援の充実	69	家族介護者支援事業	介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的に、介護者同士の交流会や介護教室を開催します。	61	・各地域包括支援センターに委託して開催した。（開催回数：12回 参加者：196人）	・各地域包括支援センターに委託して開催した。（開催回数：9回 参加者：110人（R8.1時点））	・家族介護者の介護負担軽減を目的に行っており、居住地区の包括のものだけではなくそれ以外の包括の家族介護者会に参加する方もいる。	・今まで交流会に参加したことがない介護者も含めて参加ができるよう、各地域包括支援センターで異なる内容で開催できるようにしていく。

●基本方針 2 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ア 在宅要介護者を支えるための在宅療養支援体制の充実	70	地域の医療・介護支援の把握・情報提供	地域の医療・介護資源を把握し、地域住民及び医療・介護関係者へ情報提供します。	62	・人口や高齢化率、平均・健康寿命、要介護度別認定者数の推移、介護を受けたい場所や最後の迎え方などのニーズ、市内の医療機関・介護事業所などを把握し、市ホームページや医療介護連携推進協議会等で情報提供している。	・人口や高齢化率、平均・健康寿命、要介護度別認定者数の推移、介護を受けたい場所や最後の迎え方などのニーズ、市内の医療機関・介護事業所などを把握し、市ホームページや医療介護連携推進協議会等で情報提供している。	・継続して実施していく	・市ホームページや医療介護連携推進協議会等で情報提供していく。
	71	在宅医療24時間体制整備	佐久医師会在宅医療推進委員会に委託し、在宅看取りの輪番制により24時間対応できる体制を整備します。	62	・病院、診療所、訪問看護ステーション等が患者情報を共有できるSNS「Net4U」を活用する。（休日在宅看取り当番の依頼件数：2件）	・病院、診療所、訪問看護ステーション等が患者情報を共有できるSNS「Net4U」を活用する。（休日在宅看取り当番の依頼件数：2件）	・ネットワークがある事で、24時間体制整備が行えているが件数は少ない。（休日在宅看取り当番の依頼件数：0件）	・ネットワークを継続させていくと共に、体制整備の更なる構築のための検討を行っていく。
	72	地域患者情報共有システム	医療と介護の多職種での情報共有支援を推進するため、地域患者情報共有システム"Net4U"の活用を図ります。	62	・Net4Uを活用した医療機関とケアマネジャー間の情報連携促進モデル事業を実施した。（参加団体：市内病院6か所、居宅介護支援事業所22か所、地域包括支援センター6か所）	多職種間で情報共有を行うためのシステム（Net4U）登録事業者を増やすため、説明会を実施。（利用説明・操作説明8回、新規参加者向け説明会2回、協力医療機関連携に向けた説明会2回、薬剤師会勉強会1回、地域別活用説明会1回、セキュリティ研修会4回）	・モデル事業後利用開始した団体も、積極的に活用しており、時間の短縮も図れている。 ・登録事業者が増えることで情報共有ができる体制が広がるため、引き続き説明会等を行い、登録事業者を増やしていく必要がある。	・説明会や個別の相談を行い、参加団体を増やしていく。
	73	入退院連携ルール	入退院における情報共有・情報連携を推進するため、佐久保健福祉事務所において「佐久地域入退院連携ルール」が作成され、活用しています。	63	・佐久圏域介護保険事業者連絡協議会には、佐久保健福祉事務所から周知した。 ・見える化システムで、入院時情報連携加算の算定回数などのデータを確認している。	・佐久圏域介護保険事業者連絡協議会には、佐久保健福祉事務所から周知した。 ・見える化システムで、入院時情報連携加算の算定回数などのデータを確認している。	・継続して実施していく	・見える化システムの活用を行っていく。
	74	相談窓口の設置	在宅医療・介護連携の相談に応じるよう、高齢者福祉課内に窓口を設置します。	63	・高齢者福祉課内に、相談窓口「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療介護連携推進協議会や市ホームページ等で周知した。	・高齢者福祉課内に、相談窓口「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療介護連携推進協議会や市ホームページ等で周知した。	・市民や関係機関に向けた周知の実施が少ない。	・周知に向けた取り組みを実施していく。
イ 地域における在宅医療と介護の連携強化	75	佐久市医療介護連携推進協議会	医療と介護の関係組織の代表者に委員を委嘱し、医療と介護の連携における現状把握と課題の抽出、対応策の検討を協議します。必要に応じ、作業部会を設置して検討の深化を図ります。	63	・「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」について課題抽出。場面共通の課題「ACPの普及」等について、取組の方向性を決定。（開催回数：2回）	・「急変時の対応」について協議会で承認を得る。 ・「佐久こころづもり共有シート」、「身寄りのない方等への支援者のためのガイドライン」について、今後の運用を検討。（開催期間：2回）	・協議会で承認を得た成果物について、関係機関等で活用と周知していただけるようにしていく必要がある。	・在宅・医療介護連携における課題について検討し、協議会で取り組んでいく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績				
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）		
イ 地域における在宅医療と介護の連携強化	76	多職種連携会議（カフェ交流会）	急性期病院と介護事業所・施設との連携体制及び信頼関係の構築を目的に、多職種連携会議（カフェ交流会）を開催します。	63	・『「地域で「こころづもり」を広げよう」～佐久こころづもり共有シートを用いて～』をテーマに、ACPについて意見交換を行った。（委託事業）（開催回数：1回、参加者：52人）	・『「こころづもり」一緒に考えてみませんか？～アドバンス・ケア・プランニング（ACP）』をテーマに、ACPについて意見交換を行った。（委託事業）（開催回数：1回、参加者：59人）	・医療と介護の連携強化に向け、多職種間での情報共有が実施できている。また、動画配信を通して職員のスキルアップも行っている。	引き続き、多職種間での情報共有や研修等を継続していく。
	77	多職種スキルアップ研修	医療・介護職員のスキルアップを図るため、医療・介護関係者を対象とした研修会を実施します。	63	・ACPに関する動画を制作し、配信した。医療機関・介護保険機関・福祉施設等の約200機関に案内送付し、動画視聴を促した。（委託事業）	・「こころづもり」についてYouTubeにて3月頃配信予定。（委託業務）		
ウ 在宅看取り体制の確保	78	ACP（人生会議）の普及	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族や信頼できる人、医療・ケアチームと繰り返し話し合い共有し、本人による意思決定を支援する「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」の普及を推進します。エンディングノートの普及などについても検討します。	64	・医療介護連携推進協議会作業部会「ACP普及部会」にて、ACP普及に向けた取組に向けて、会議を実施した。（開催回数：3回）	・医療介護連携推進協議会作業部会「ACP普及部会」にて、ACP普及に向けた取組に向けて、会議を実施した。（開催回数：3回） ・「佐久こころづもり共有シート」「佐久こころづもり共有シート利用案内動画」を作成した。	・市民へのACPの浸透が不十分のため、必要な方が正しく使用できるよう、周知を強化していく必要がある。	・「佐久こころづもり共有シート」の更なる周知を行い、より多くの市民へ浸透させていく。
	79	市民公開講座	必要な医療・介護サービスを受けながら、できるだけ住み慣れた場所で安心して自分らしい生活が続けられるよう、一人ひとりが主体的に老後の在り方について考え、生き生きとした生活を送ることができるための終活についての講座を実施します。	65	・ACPをテーマに講演会を実施した。その際に、佐久市版ACPシート「佐久こころづもり共有シート（仮）」を参加者へ配布し、アンケートを実施した。（開催回数：1回、参加者：37人）	・ACPをテーマに講演会を実施した。（開催回数：1回、参加者：41人）	・R6、R7と医師による講演が続いているが、参加者の満足度は高い。 ・テーマについてもACPが2年間連続であるため、別のテーマでの講演を検討する必要がある。	・講演会でのアンケートも踏まえ、次年度以降の講演テーマについて考えていく。
	80	若い支度講座	地区サロン等において、人生の最終段階における意思決定支援や地域包括ケア体制づくりの必要性、在宅医療や介護・介護予防について情報提供を行います。	65	・地区サロン等において、市の状況（高齢化率や高齢者等実態調査結果等）、ACPの必要性等について情報提供を実施した。（開催回数：4回、参加者：54人）	・名称を「ACP（人生のこころづもり）」に変更した。講座地区サロン等において、市の状況（高齢化率や高齢者等実態調査結果等）、ACPの必要性等について情報提供を実施した。（開催回数：4回、参加者：50人）	・市、包括職員でACPに関する研修を行った。 ・対応できる職員数を増やすため、講座の説明マニュアルを作成した。 ・令和7年度より内容が分かりやすくなるよう「ACP（人生のこころづもり）講座」へ名称変更した。	開催数増加に向け、今後も引き続き周知を行っていく。

●基本方針 3 認知症にやさしい地域づくり

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績				現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）			
ア 認知症の理解を深めるための普及の推進	81	本人発信支援	若年性認知症の方を含めた認知症の方が意見を発信する機会を創出するため、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、認知症講演会などでの本人発信支援を行うとともに、認知症当事者の方が気持ちを分かち合える、例えば、認知症の方が他の認知症の方の相談に応じるような居場所づくり（「おれんじドア」）を検討します。	66	・市主催でオレンジカフェを実施した。 ・地域に認知症カフェを増やすため、設立支援（補助金交付）を実施しており、今年度新たに2か所オレンジカフェが立ち上がった。	・市主催でオレンジカフェを実施している。 ・市内にあるオレンジカフェのより一層の発展のため、市内オレンジカフェ運営者同士による意見交換会を実施した。	各包括圏域ごとに1か所のオレンジカフェ設立を目標としているが、現状佐久平・浅間包括圏域にオレンジカフェがない。	佐久平・浅間包括とも連携しながら、佐久平・浅間包括圏域でのオレンジカフェ設立に向けてアプローチ・バックアップを行っていく。	
	82	認知症カフェ	若年性認知症の方を含めた認知症当事者の方やその介護者、介護関係者、認知症に関心を持つ地域の方などが集まり、共通の悩みを分かち合うことや交流やレクリエーション、相談などを行う認知症カフェの運営を行います。	66	・市主催のオレンジカフェを市内3会場で開催した。（実施回数：12回 参加者：71人）	・市主催のオレンジカフェを市内3会場で開催している。（実施回数：10回 参加者：62人）（令和8年1月末時点）	参加者が少ない。	より多くの方のご参加いただくため、内容の見直し等を行う。 なお、民間オレンジカフェが充実してきたことに伴い、令和8年度は佐久平交流センターでのみ実施する予定。	
	83	認知症カフェ設立支援事業	認知症の方と家族、住民、専門職など、誰もが気軽に相談ができ、必要な支援につながる場、安心できる場として「認知症カフェ」の開設・運営を支援し、設立資金を助成します。	66	・認知症カフェ設立に際し、補助金を交付した。（設立件数：2件 補助金額：387,495円）	実績なし。（令和8年1月末時点）	各包括圏域ごとに1か所のオレンジカフェ設立を目標としているが、現状佐久平・浅間包括圏域にオレンジカフェがない。	・市内にオレンジカフェが増えていくよう、補助金交付や設立にあたっての相談等支援を行っていく。	
	84	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症に対する誤解と偏見を解消し、我が事としての視点に立った関わりや共に実践できる活動などについて考え、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター（応援者）」を養成する講座を開催します。	66	・地区サロン、小中学校、高等学校、事業所等で認知症サポーター養成講座を開催した。（開催回数：29回 参加者：806人）	・地区サロン、小中学校、高等学校、佐久警察署等で認知症サポーター養成講座を開催した。（開催回数：23回 参加者：677人）（令和8年1月20日時点）	様々な団体に認知症サポーター養成講座を受講いただいている。	・地域、企業、学校等に周知し、「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催していく。	

第9期計画の位置付け・関係課等					第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）		
ア 認知症の理解を深めるための普及の推進	85	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター養成講座受講者や地域の支え合い活動に関心を持つ方が、地域での見守りや生活の支援など自力行えることを考え活動できるよう、ステップアップ講座を開催します。併せて、受講者がチームオレンジとして活動できる仕組みづくりを検討します。	67	・認知症サポーターステップアップ講座を開催し、先進的に地域づくりを行っている方や、認知症希望大使から話を聞き、自分たちが地域で何ができるか意見交換を行った。 (開催回数：1回 参加者：30人)	・認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症についての理解を深め、認知症サポーターとして自分ができることについて意見交換を行った。 (開催回数：1回 参加者：39人)	・講座を開催し、学習や意見交換を通して、認知症サポーターが地域で活動できるように支援している。	・認知症サポーターの支援として、地域、職場での実践活動に活かせるための講座を開催していく。
	86	チームオレンジ設置	認知症の方の支援ニーズに認知症サポーターなどをつなげるチームオレンジについて、既存の地域の見守りや支え合いの仕組み、生活支援体制整備事業とも連携し、設置を検討します。	67	・認知症サポーターやキャラバンメイトを対象としたステップアップ講座を開催し、チームオレンジの意義や活動について理解を深めた。	・認知症サポーターやキャラバンメイトを対象としたステップアップ講座を開催し、チームオレンジの意義や活動について理解を深めた。	・ステップアップ講座等を通してチームオレンジに対する理解を深めており、認知症の方を地域で支えていくことができるような体制づくりを進めている。	・各機関等と連携しながら認知症の方を地域で支えていくことができるような体制づくりを進めていく。
	87	キャラバン・メイト活動支援	認知症を支援する活動のリーダーとなるキャラバン・メイトの養成研修を受講し、キャラバン・メイトとして登録します。認知症地域支援推進員が中心となり、キャラバン・メイトの活動を支援します。	67	市街で開催された養成研修会に参加し、参加者がキャラバン・メイトとして登録された。 (登録者：10人)	キャラバン・メイト研修の開催はしておらず、他自治体での研修参加もなかった。	キャラバン・メイト養成研修の実施自治体について、把握が困難。	キャラバン・メイトの増員に向けて、キャラバン・メイト養成研修への参加を推進していく。県内で研修を実施している自治体については、全国キャラバン・メイト協議会に定期的に確認を行っていく。
	88	認知症講演会	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域住民が認知症について学び、認知症に対する理解を深められるよう講演会を開催します。	67	・9月のアルツハイマー月間にあわせて、認知症講演会を開催した。(参加者：75人) ・ピアサポーターにも参加いただき、認知症にやさしい地域づくりについて学んだ。	・9月の認知症月間にあわせて、認知症講演会を開催した。(参加者：104人) ・講師として医師をお招きし、医療の観点から認知症について講演を行っていただいた。	・認知症月間に併せて、認知症講演会を開催している。	・講演会を開催し、共生社会の実現に向け、認知症の正しい知識の普及、認知症の方やご家族への正しい理解ができるよう努めていく。 ・令和8年度は認知症に関する映画を上映予定。
	89	認知症ケアパス	認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けるための道筋(ガイドブック)として「認知症ケアパス」の作成・普及を図ります。	67	・脳いきいき健康教室、オレンジカフェ等で認知症ケアパスの説明を行った。また、市民、事業所等に配布し、周知を図った。	・脳いきいき健康教室、オレンジカフェ等で認知症ケアパスの説明を行っている。 また、内容の見直しを行い改訂を行った。	・脳いきいき健康教室やオレンジカフェ等で認知症ケアパスの説明・周知を行っている。	・市民の方や事業所の方への周知・説明を積極的に行い、認知症ケアパスをより広く普及させていく。
	90	若年性認知症支援	若年性認知症コーディネーター(県委託)、医療機関・認知症疾患医療センターなどと連携し、若年性認知症についての普及や本人発信支援、相談窓口を周知します。 企業や地域で認知症サポーター養成講座などを実施し、若年性認知症についての情報を発信します。	67	・認知症サポーター養成講座、認知症講演会等で若年性認知症について情報を発信した。	・認知症サポーター養成講座等で若年性認知症について情報を発信した。	・認知症サポーター養成講座等で、若年性認知症についての正しい知識の啓発活動を行った。	・認知症サポーター養成講座等を通して、若年性認知症についての正しい知識の啓発活動を行っていく。 ・令和8年度は認知症講演会として若年性認知症に関する映画上映を行う予定。
イ 認知症予防の推進	91	脳の健康度測定事業	認知症予防への取組を高年齢者自ら生活に取り入れる動機づけとなるよう、認知機能の水準や認知機能の変化を測定する「脳の健康度測定事業」を実施します。	68	・高齢者が自身の認知機能を把握し、認知機能の維持・向上を目指した日常生活に活かしていける動機づけとして、市内3会場各1回ずつ実施した。(実施回数：3回、延参加者：74人)	・高齢者が自身の認知機能を把握し、認知機能の維持・向上を目指した日常生活に活かしていける動機づけとして、市内3会場各1回ずつ実施した。(実施回数：3回、延参加者：76人)	・認知機能の維持・向上を図るため、認知機能の水準や変化を測定を実施したり、脳の活性化のために各専門職による講話等を行った。	・事業の周知をより広く行うことでより多くの方に参加していただき、認知機能の確認および維持・向上を行っていく。
	92	脳いきいき健康教室	認知機能の維持・向上を図るため、脳の活性化につながる運動、栄養、口腔などに関する講話やコグニサイズを行う健康教室を開催します。	68	認知機能の維持・向上を目的として、脳の活性化に関する講話やコグニサイズを市内3会場各2回ずつ実施した。 (実施回数：6回、延参加者：120人)	認知機能の維持・向上を目的として、脳の活性化に関する講話やコグニサイズを市内3会場各2回ずつ実施した。 (実施回数：6回、延参加者：114人)		
	93	通いの場などの情報発信	その人に合った社会参加や生きがい、介護予防が行えるよう、市で行う介護予防事業や民間も含めた地域資源の情報を集め、発信していきます。	68	・脳いきいき健康教室において社会参加についての内容を組み込んでいる。地域資源の情報を集め、周知を行うとともに相談者へ伝えた。	・脳いきいき健康教室において社会参加についての内容を組み込んでいる。地域資源の情報を集め、周知を行うとともに相談者へ伝えている。		
ウ 医療・ケア・介護サービスの充実と本人とその家族への支援の充実	94	認知症地域支援推進員の配置	認知症に関する相談窓口となり、医療や介護、地域の支援機関をつなぐコーディネーターを担う推進員を高年齢福祉課に配置します。幅広く周知し積極的に活用しながら、地域において認知症の方やその家族の支援の充実を図ります。	69	・認知症地域支援推進員3人を設置した。 ・地域包括支援センターと連携し、随時、面接・電話・訪問等での相談支援を行った。 (延相談件数：186件)	・認知症地域支援推進員3人設置している。 ・地域包括支援センターと連携し、随時、面接・電話・訪問等での相談支援を行った。 (延相談件数：175件)(令和7年12月末時点)	・認知症地域支援推進員を3人配置しており、認知症に関しての相談支援を随時行っている。	・認知症に関する相談窓口となる認知症地域支援推進員をより広く周知していく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ウ 医療・ケア・介護サービスの充実と本人とその家族への支援の充実	95	認知症初期集中支援チーム	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポート医などの助言を受けながら、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断や早期対応に向けた支援を行う認知症初期支援チームを組織し、支援に当たります。	69	・毎月1回開催。ケース検討を実施し、認知症の方の早期診断や早期対応にむけた検討を行った。 (延実施件数：22件)	・毎月1回開催。ケース検討を実施し、認知症の方の早期診断や早期対応にむけた検討を行っている。 (延実施件数：17件) (令和8年1月末時点)	・認知症の方やその家族に早期に関わり、早期対応に向けた支援を行っていくために月1回ケース検討を行っている。	・認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ケース検討を行い早期対応につなげていく。
	96	認知症はいかい高齢者家族支援サービス事業	経済的負担の軽減及び高齢者の在宅での安全を図るため、はいかい高齢者の親族などを対象に、位置情報サービスの利用に当たり、機器購入経費と月額利用料の一部を補助します。	70	・位置情報サービスの利用経費に対し、補助金を交付した。 (機器購入件数：1件、交付金額：1,452円) (利用料件数：2件、交付金額：3,150円) ・地域包括支援センター等へ制度の周知を図った。	・位置情報サービスの利用経費に対し、補助金を交付した。 (機器購入件数：1件、交付金額：22,506円) (利用料件数：1件、交付金額：1,056円) ・居宅事業所や地域包括支援センターへ向けての案内や、警察協議会において説明を行うなど、制度の周知を図った。	・R5より補助金額の拡充や利用料に対する補助制度を新設し、利用を促している。機器を必要とするより多くの市民に、制度を周知する必要がある。	・引き続き制度の周知を図るなど、必要とする方に対し適切に利用がされるように促していく。 ・名称について適切な改正を行う。
	97	認知症高齢者等情報提供票共有事業	高齢者の安全確保の観点から、行方不明になる恐れのある方の情報を家族の同意のもと、市及び地域包括支援センターで保管し、行方不明発生時に警察や消防署などの関係機関へ情報提供を行います。	71	・行方不明になる恐れのある方の情報を家族の同意のもと、市及び地域包括支援センターで保管している。 (利用件数：78件)	・行方不明になる恐れのある方の情報を家族の同意のもと、市及び地域包括支援センターで保管している。 (利用件数：60件) (令和7年12月末時点)	・行方不明になるリスクがある高齢者の方の安全確保を行うため、同意があった方の情報の整理を行っている。	・行方不明になるリスクがある高齢者の安全確保を行うため、同意が得られた際には情報を整理し市及び地域包括支援センターで保管して、各関係機関から情報提供の依頼があった場合には情報提供を行う。
	98	認知症SOSネットワークさく	認知症の方などが行方不明になった場合に、速やかに発見・保護につなげることを目的に、登録いただいた協力員や関係機関などと情報連携します。	71	・佐久市情報配信サービス「さくネット」を利用。認知症サポーター養成講座や認知症講話等で登録の呼びかけを行った。 (さくネット「その他緊急情報」登録者数：2,907件)	・佐久市情報配信サービス「さくネット」を利用。認知症サポーター養成講座等で登録の呼びかけを行っている。 (さくネット「その他緊急情報」登録者数：3,018件) (令和7年12月末時点)	・認知症サポーター養成講座等で、佐久市情報配信サービス「さくネット」登録の呼びかけを広く行っている。	・認知症サポーター養成講座や認知症講話等において、さくネット登録の呼びかけをより広く行っていく。
	99	認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会	高齢者が認知症になっても安心して暮らし続ける地域づくりを目指し、認知症への理解の促進、地域の見守りや関係機関との地域支援ネットワーク構築を目的に「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を組織します。	71	・運営委員会を開催した。 (開催回数：2回) 1回目：佐久市の認知症関連事業等について報告し、その内容について協議した。 2回目：認知症の理解を深める為の研修を行った。	・運営委員会を開催した。 (開催回数：1回) 1回目：佐久市の認知症関連事業等について報告し、その内容について協議した。	・「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、地域のネットワーク体制の整備等認知症にやさしい地域づくりに努めている。	・「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、ネットワーク体制の整備、ネットワーク活動を展開していく。 2/6に「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」第2回目を開催し、認知症の理解を深めるための研修を行う予定。
100	認知症疾患医療センター連絡調整会議	認知症疾患に関する専門相談・鑑別診断などを行い、適切な支援につなげることを目的に、認知症疾患医療センター（佐久総合病院）と、市・地域包括支援センター・介護関係者などと定期的に会議を開催します。	71	・困難ケース等の相談、市外専門員の紹介依頼、事業報告、進捗状況の情報交換等を実施した。 (開催回数：12回 ケース検討件数：13件)	・困難ケース等の相談、市外専門員の紹介依頼、事業報告、進捗状況の情報交換等を実施している。 (開催回数：9回 ケース検討件数：9件) (令和7年12月末時点)	・適切な支援につなげることができるよう、認知症疾患に関する困難ケース等の検討を月1回行っている。	・認知症疾患を有する方に対して適切な支援につなげていくことを目的として、困難ケース等の検討を行っていく。	

●基本方針 4 日常生活を支援する体制の整備

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ア 高齢者の実態把握と見守り	101	高齢者等実態調査事業	支援が必要な世帯の把握、とりわけ支援が必要であることが顕在化していない世帯を掘り起こすため、70歳以上の高齢者等を対象とした実態調査を行います。	73	・5月から7月を調査期間とし、民生児童委員による調査を実施した。 (調査世帯数：16,222世帯)	・5月から7月を調査期間とし、民生児童委員による調査を実施した。 (調査世帯数：16,500世帯)	・民生児童委員に依頼し、対象世帯の訪問、調査票の作成を依頼している。高齢者人口の増加に伴い対象世帯も増加しており、負担とならないような検討が必要。	・調査の意義と民生児童委員の現状とを精査し事業内容について検討していく。
	102	ひとり暮らし高齢者等見守り事業	健康面や生活面、閉じこもり・孤独感の解消が必要など、見守りが必要と思われる70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月1回、民生児童委員が対象者宅を訪問し、安否確認を兼ねた見守りを行います。	73	・民生児童委員による見守り訪問を行った。 (延訪問回数：84回、延利用者：9,885人)	・民生児童委員による見守り訪問を行った。 (延訪問回数：84回、延利用者：9,096人)	・独居高齢者の増加が見込まれるため、事業対象者の増加が想定される。	・見守りが必要な高齢者の対象者基準については、必要性に応じて関係機関との協議を進めていく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）			
イ 高齢者を支える生活支援事業	103	ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業	安否確認や健康相談などにより、安心して生活できる環境を整備するため、ひとり暮らし高齢者の緊急時における援護を迅速に行うため通報装置の設置を促進します。	74	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 （新規設置台数：33台） ・固定電話を持たない家庭でも利用できるように携帯電話タイプの仕様を追加した。 （携帯電話タイプ設置台数：10台）	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 （新規設置台数：20台） ・固定電話を持たない家庭でも利用できるように携帯電話タイプの仕様を追加した。 （携帯電話タイプ設置台数：12台）	・今後も独居高齢者数の増加が見込まれるため、生活状況に合わせて制度を周知していく必要がある。	・関係機関との連携を図りながら、新規利用者確保のため制度の周知を進めていく。
	104	高齢者外出支援サービス事業	市民税非課税の高齢者のみの世帯などで、第三者からの支援を受けられず、公共交通機関の利用が困難な方を対象に、福祉有償運送により通院などのための移送サービスを支援します。	74	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会、市広報誌等で概要説明し、制度の周知を行った。 ・R6.10から事業形態を変更した。業務を民間事業者へ委託し、サービス内容を拡充して事業を実施している。 （利用者：40人 利用回数：529回）	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 （利用者：46人 利用回数：575回）	・R6年10月から事業形態を変更し、サービス内容を拡充して実施している。 委託業者と運行体制等を整備しながら、課題の解消を行い、事業を継続していく必要がある。	・利用者からの要望や運行上の課題の抽出を行い、事業内容の見直しを検討する。 ・新規利用者確保のため、関係機関等への周知を行う。
	105	家庭ごみ等収集支援事業	高齢者のみの世帯などで、身体的機能の低下により家庭ごみ及び粗大ごみの搬出が困難であり、第三者からの支援も受けられない場合に、安否確認を兼ねて家庭ごみなどの回収支援を行います。	74	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 ・利用申請者の訪問調査を行い、利用決定を実施した。（新規利用者27人） （利用者：732人 延利用回数：1,875回）	・地域包括支援センター連絡会や民生児童委員協議会で概要説明し、制度の周知を行った。 ・利用申請者の訪問調査を行い、利用決定を実施した。（新規利用者23人） （利用者：861人 延利用回数：2,281回）	・高齢者世帯の増加により、今後も利用申請者の増加が見込まれる。	・利用者状況の確認、希望者の増加に合わせて、必要に応じて事業体制の整備等を進める。
	106	高齢者訪問理美容サービス事業	市民税非課税の在宅高齢者のうち、要介護3以上の認定を受け、理美容店に出向くことが困難な方の居宅を訪問し、理美容サービスを行う市内理美容業者に対し、出張経費の助成を行います。	74	・支援が必要な方に助成を行った。 （対象者：3人）	・支援が必要な方に助成を行った。 （対象者：2人）	・事業の申請者が年間で数名に留まっており、利用者が少ない。	・必要とする方が適切に利用できるよう、制度の周知・検討を行う。
	107	日常生活用具貸与事業	車いすなどの福祉用具を貸与することで、要介護高齢者の心身機能の低下防止を図るとともに、家族の介護負担と生活の利便性を向上させます。	74	・福祉用具の利用が必要な方に貸与を行った。 （利用件数：25件）	・福祉用具の利用が必要な方に貸与を行った。 （利用件数：30件）	・遠出する際に車いすを使用する等の理由で年間を通じて一定数の申請があり、高齢者の外出支援の一助になっている。	・今後も福祉用具の利用が必要な方に貸与を行う。
	108	ひとり暮らし高齢者等住宅補修事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、ボランティアにより雨漏りなど軽微な住宅補修を実施します。	74	・民生児童委員に実態調査と合わせて周知及び要望書のとりまとめを依頼した。 ・階段手摺の設置、網戸張り替え等の住宅補修を実施した。実施件数：6件）	・民生児童委員に実態調査と合わせて周知及び要望書のとりまとめを依頼した。 ・階段手摺の設置、網戸張り替え等の住宅補修を実施した。（実施件数：5件）	・材料費の高騰により、修繕できる内容が縮小されてきているので、実情に沿った予算を検討する。	・引き続き民生児童委員と連携し、要望のとりまとめ及び必要な方への支援を行う。
	109	高齢者にやさしい住宅改良促進事業	要支援又は要介護認定を受け、世帯員全員の前年所得税額の合算額が基準以下の世帯を対象に、居住環境の改善に係る住宅改良に要する経費を助成します。	74	・居室、トイレ等の改良工事に要する経費に対し、助成を行った。 （件数：3件、助成金額：1,101,850円）	・居室、トイレ等の改良工事に要する経費に対し、助成を行った。 （件数：3件、助成金額：1,277,030円）	・実際に助成を決定した以外にも、年間を通じて利用希望の相談があり、市民からの必要性が高いと考えられる。	・引き続き必要な方に助成を行う。 ・適切に助成を行うことができるよう、予算措置の検討を行う。
	110	介護用品給付事業	市民税非課税世帯で、要介護認定者を在宅で介護している家族（介護者）を対象に、介護負担軽減のために介護用品を給付します。	74	・おむつ、尿取りパッド等の介護用品を实物支給した。（対象者：164人）	・おむつ、尿取りパッド等の介護用品を实物支給した。（対象者：150人）	・年間を通し給付の相談や申請が行われており、用品を必要とする方の一助となっている。	・引き続き、居宅介護支援事業所等に対して制度の周知を行い、対象者に支給を行う。
ウ 施設福祉サービスの確実な提供	111	生活管理指導短期宿泊事業	在宅での生活が困難な要介護高齢者の生活支援のため、養護老人ホームに短期間の入所を措置します。	75	・在宅での生活が困難な高齢者に対し、措置を行った。 （利用者：4人 延利用日数：189日）	・在宅での生活が困難な高齢者に対し、措置を行った。 （利用者：4人 延利用日数：265日）	・様々な理由により在宅での生活が困難な方に対し必要となる措置を行った。短期間での入所であるため、次の住処の検討が課題となる。	・必要とする方が適切に利用できるよう、制度の周知・検討を行う。
	112	高齢者生活支援ハウス運営事業	入所判定会議で在宅での生活が困難であると認定された高齢者を、次の生活の場を見つけるまでの間、一時的に受け入れます。	75	・定員10名の施設内において、一時的に受け入れを行った。（延利用者：50人）	・定員10名の施設内において、一時的に受け入れを行った。（延利用者：183人）	・必要とする方が適切に利用できるよう、随時検討を行っていく必要がある。	・必要とする方が適切に利用できるよう、制度の周知・検討を行う。
	113	要介護高齢者福祉施設入所措置	生活の環境及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者の援護のため、要介護高齢者福祉施設への入所を措置します。	75	・市内及び近隣市町の3施設に措置を行った。（R7.3末措置者：94人）	・市内及び近隣市町の3施設に措置を行った。（R8.1末措置者：95人）	・入所を必要とする方に対し、適切に措置が行われるよう関係機関との調整を行っている。	・引き続き入所措置すべき方の適切な把握を行うとともに、必要とする方に対して適切に措置を行っていく。

- 基本目標 III 安心して介護サービスが受けられる環境づくり
- 基本方針 1 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ア 介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上	114	介護DXの推進	介護事業所の文書事務の負担軽減のため、国が示す標準様式例使用の原則化に対応し「電子申請・届出システム」利用を開始するとともに、その他の届け出についても添付書類や手続きの簡素化により、負担軽減の取組を進めます。 介護職員の負担軽減や介護現場の業務効率化のため、県と連携を図りながら、介護ロボットやICTの活用を促進します。	77	・R6.10から「電子申請・届出システム」での受付を開始した。 ・事業所からの届出の提出方法を、R7.4から原則「電子申請・届出システム」とするため、利用導入を事業所に働きかけた。 ・介護現場における業務の細分化やICTの活用に関する介護生産性向上セミナーを実施した。	・事業所からの届出の提出方法を、R7.4から原則「電子申請・届出システム」とし、個別に操作方法の説明や支援、利用導入の働きかけを行った。 ・市ホームページへの掲載や集団指導で、原則化への周知徹底を図った。	・令和7年度中に「電子申請・届出システム」が市内事業所で導入され、変更届など利用が開始されている。 ・申請内容に不備があった場合の連絡については、電話等で対応することが多いため、システム内で完結できるよう検討する。	・各種届出について、R8.4からは「電子申請・届出システム」での受付のみとする。 ・引き続きシステム利用の周知徹底を図り、事業所の文書事務の負担軽減を進める。
	115	多様な介護人材の確保・定着	外国人介護人材の受け入れを行う介護事業所や外国人介護人材を支援するため、国際交流所管部署との連携や日本語教室などとのネットワークづくりを図ります。また、介護職以外でも提供が可能な業務を担う介護助手を養成するための取組を検討します。	77	・国際交流所管部署との連携を行い、市内介護事業所及び外国人介護人材に対する支援を行った。 ・介護助手導入に関する介護生産性向上セミナーを実施した。	・国際交流所管部署との連携を行い、市内介護事業所及び外国人介護人材に対する支援を行った。 ・佐久大学信州短期大学部、市内介護事業所と連携し、新たに介護助手養成研修を実施した。受講者21名、うち3名が介護事業所での就労につながった。 ・研修やイベントの開催に関連して、市内介護事業所と介護人材確保等について意見交換を行った。	・外国人介護人材が増加する中で、受け入れに課題を感じている事業所がある。 ・介護助手養成研修修了者のうち、介護事業所での就労につながった方が想定より少なかった。	・外国人介護人材を受け入れている事業所が感じている課題の解決に向け、市が仲介し、事業所同士で横のつながりができるようサポートを行う。 ・介護助手養成研修修了者を、介護事業所への就労につなげるために、効果的な研修内容やスケジュールについて検討する。
	116	介護職の魅力発信	介護人材の確保や離職防止につながるよう、介護の仕事の魅力について広報誌などにおいて周知するほか、県と連携・協働し介護現場のイメージアップを図ります。	77	・市広報誌に介護の日、市内の介護事業所で働く介護人材のインタビュー記事等を掲載した。 ・市ホームページに介護人材関連ページを新設した。介護人材のインタビュー記事を新規で6本掲載した。 ・介護の日（11月11日）に併せて、市民ホールで介護に関する展示を実施した。 ・介護事業所と近隣小学校の福祉交流体験実施の支援（2回） ・社会福祉協議会が行う高齢者疑似体験、市で行う認知症サポーター養成講座を児童が受講する支援を行った。	・市広報誌に介護の日、市内の介護事業所で働く介護人材のインタビュー記事等を掲載した。市ホームページでインタビュー記事を新規で2本掲載した。 ・介護の日に併せて、市民ホールで介護に関する展示を実施した。 ・介護の日イベントを開催し、映画無料上映会、介護機器体験などを行った。一般の方を含め約100名の参加があり、介護の魅力発信の機会となった。 ・学生向け事業として、佐久平地域まるごとキャンパス事業で市内事業所と協働しプログラム提供を行い、5名の学生が参加した。 ・児童向けの事業として、介護事業所と近隣小学校の福祉交流体験、社会福祉協議会による高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座などを行った。	・介護の魅力発信事業として、介護の日（11月11日）の展示や、介護の日イベントの開催に取り組んでいる。市内介護事業所のほか、佐久市社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携したイベント開催を行うことができた。 ・介護関係者や市民の方が期間中に来場していたが、より多くの方に介護の仕事の魅力・情報を発信していく方法を検討する必要がある。 ・学生や児童など若い年代に向け、介護の仕事の魅力を体験できる機会を提供する方法を検討する必要がある。	・市広報誌や市ホームページへの掲載、介護の日イベントなどは、より多くの方に介護の仕事の魅力・情報を発信できるように工夫し、引き続き行っていく。 ・小中学生向けに、福祉交流体験実施支援、認知症サポーター養成講座等の受講についてパッケージ化し、学校での学習に取り入れて参加いただけるよう、周知を図る。
	117	介護事業所への適切な指導・監督の実施	市が指定・監督の権限を持つ地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所について、事業所の適切な運営とサービスの質の確保が図られるよう、事業所指定の有効期間中に1回以上の頻度で運営指導を行います。	77	・新規指定から半年、指定更新から3年目、指定更新時に、それぞれ事業所への運営指導を行った。（地域密着型サービス：8事業所、居宅介護支援：10事業所）	・新規指定から半年、指定更新から3年目、指定更新時に、それぞれ事業所への運営指導を行った。（地域密着型サービス：17事業所、居宅介護支援：8事業所）	・新型コロナウイルス流行時は中間指導が十分に実施できておらず、6年ぶりの運営指導となった事業所が多かった。 ・運営指導時に、文書の管理など細かな指摘事項が多く見られた。各事業所において、日々の業務を定期的に見直す取組が必要である。	・中間指導と運営指導を行い、3年に一度の指導を確実に実施する。 ・指摘事項については、集団指導等の機会を利用して他の事業所にも周知し、業務の見直しを促す。
	118	ハラスメント対策の推進	介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、国の作成した介護現場におけるハラスメント対策マニュアルなどの周知を図ります。	77	・運営指導の際に、ハラスメント防止規程が整備されているか確認した。	・運営指導の際に、ハラスメント防止規程が整備されているか確認した。	・運営指導時に法人や事業所内で、ハラスメントに対する意識や取組があることがわかった。	・引き続き運営指導等で事業所の取組状況を確認していく。
	119	運営推進会議	地域密着型サービス事業所がサービス運営の透明性を高め、地域との連携を図るために定期的に開催する運営推進会議を通じて、事業所の運営状況を確認するとともに、適宜必要な相談・指導を行います。	77	・集団指導において、開催要件について再度周知した。 ・各事業所が運営推進会議を対面開催し、市の職員が出席した。（対象事業所：35事業所、延開催回数：113回）	・各事業所が運営推進会議を対面開催し、市職員が出席した。（対象事業所：34事業所、延開催回数：121回）	・各事業所が適切に運営推進会議を開催している。 ・今年度新規指定を行った2事業所については、今後開催に向けて支援を行っていく。	・引き続き運営推進会議に市職員が出席し、事業所の状況を把握するとともに、適宜必要な支援を行っていく。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
イ 介護サービス等の質の向上と適正化の推進	120	介護サービス相談員の派遣	利用者から介護サービスに対する意見などを伺うため、介護サービス相談員を介護保険法上の施設・事業所はもとより、新たに派遣対象となった高齢者向け住宅に拡大して定期的に派遣します。 また、より多くの利用者の声を把握するため、新たな派遣先を開拓します。	78	・市内の44施設に対し、訪問を実施した。 (対象事業所：介護老人福祉施設8施設、介護老人保健施設6施設、グループホーム8施設、小規模多機能型居宅介護6施設、有料老人ホーム等28施設、計56施設中、訪問を受け入れている44施設 延実施回数：524回)	・市内の43施設に対し、訪問を実施した。 (対象事業所：介護老人福祉施設8施設、介護老人保健施設6施設、グループホーム8施設、小規模多機能型居宅介護6施設、有料老人ホーム等28施設、計56施設中、訪問を受け入れている43施設)	・対象事業所のうち、介護老人福祉施設8施設、介護老人保健施設6施設、小規模多機能型居宅介護6施設についてはすべて派遣できているが、グループホームは1施設(8施設中)、有料老人ホーム等は14施設(30施設中)は派遣が未実施となっている。今後、派遣未実施施設へも派遣の検討を行う。	・既派遣施設へは派遣を継続し、情報交換及び連携を図っていく。 ・派遣未実施施設へは派遣を依頼していく。
	121	要介護認定の適正化	市で行った認定調査について、職員間での確認や学習会を行うほか、佐久広域連合が行う研修会への参加、e-ラーニングによる全国テストの受講などにより調査員の資質を向上させ、認定基準の平準化を図ることで要介護認定を適正化します。	78	・佐久広域連合が主催の市町村職員研修に参加した。 (参加者：14人) ・県が主催の調査員現任研修に4事業所と市職員が参加した。 (参加者：42人) ・調査員ミーティングを開催した。 (開催回数：4回) ・調査員の資質向上と認定基準の平準化に努めた。	・佐久広域連合が主催の市町村職員研修に参加した。 (参加者：14人) ・県が主催の調査員現任研修に7事業所と市職員が参加した。 (参加者：33人) ・調査員ミーティングを開催した。 (開催回数：4回) ・各調査員がe-ラーニング実施。 ・調査員の資質向上と認定基準の平準化に努めた。	・調査員の研修については、全員が参加し、スキルアップを図っていく必要がある。 ・定期的な調査員ミーティングを実施し、情報共有を図っていく必要がある。	・調査員研修への参加の継続 ・定期的な調査員ミーティングを実施していく。
	122	ケアプラン等の点検	【ケアプラン点検】第9期計画期間中にすべての居宅事業所の点検を行えるよう、年5回、概ね10事業所を対象にケアプラン点検を行います。 【住宅改修・福祉用具購入】申請時に、提出資料による審査を行い、限度額を超える工事など、内容に疑義がある場合は現地調査を行います。 【軽度者への福祉用具貸与】例外給付については居宅事業所からサービス担当者会議の記録により貸与の内容を確認します。また多数貸与者についてはケアプラン点検対象者として選定し、利用状況について確認します。	79	・ケアプラン点検では、利用状況を確認し、適切な利用となるよう確認した。 (実施回数：年5回、16事業所) ・住宅改修及び福祉用具購入のそれぞれにおいて現地調査を実施した。 (住宅改修調査回数：3件、福祉用具購入調査回数：1件) ・軽度者への福祉用具貸与は利用者の状況に応じて適切な利用となるよう対応した。 (例外給付：12件)	・ケアプラン点検では、利用状況を確認し、適切な利用となるよう確認した。 (実施回数：年5回、10事業所) ・住宅改修及び福祉用具購入のそれぞれにおいて現地調査を実施した。 (住宅改修調査回数：5件、福祉用具購入調査回数：1件) ・軽度者への福祉用具貸与は利用者の状況に応じて適切な利用となるよう対応した。 (例外給付：10件)	・ケアプラン点検や住宅改修及び福祉用具購入等において、適正な利用を確認し、過不足のない介護サービスの提供と給付費の抑制を図っていく必要がある。 ・研修会等を実施し、介護支援専門員へのスキルアップを図っていく必要がある。	・引き続き、ケアプラン点検や住宅改修及び福祉用具購入等について、状況確認をしていく。 ・介護支援専門員へ研修会等を実施していく。
123	医療情報との突合・縦覧点検	毎月国保連合会から提供される情報を基に、内容を確認し、過誤がある場合は事業所へ連絡します。	79	・過誤が必要な事業所に対し、連絡をした。 (実施件数：27件)	・過誤が必要な事業所に対し、連絡をした。 (実施件数：10件)	・国保連の帳票を参考に、過誤チェックを行い、適正な介護サービスの提供と給付費の抑制を図っていく必要がある。	・引き続き、過誤チェックを実施し、必要な事業所へ対応を依頼していく。	
ウ 介護サービスの円滑な提供	124	相談・苦情対応	介護保険サービスに関する相談内容は、多様かつ複雑であり、予防から給付まで関連する場合が多いため、保健・医療・福祉・介護保険が一体的に相談できる体制を整備し、相談業務の充実を図ります。 苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて県や国保連合会と連携をとりながら、速やかに対応します。	80	・相談業務の充実を図った。 ・苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて県と連携をとりながら、速やかに対応した。 ・内容に応じて事業所に確認等をとりながら、対応した。	・相談業務の充実を図っている。 ・苦情については県と連携をとりながら、速やかに対応した。 ・内容に応じて事業所に確認等をとりながら、対応した。	・相談業務は多様かつ複雑であり、一体的に相談を受ける体制を整備・維持することが困難である。 ・苦情については速やかに対応している。	・一体的に相談できる体制を整備・維持し、苦情については速やかに対応していく。
	125	介護保険制度の周知	介護や支援の必要な方が速やかにサービスを利用できるよう、市広報誌・ホームページ、本庁及び各支所窓口でのパンフレット配布などを通じて介護保険制度を周知します。	80	・介護保険制度について市ホームページにて周知するほか、パンフレット配布も行っている。	・介護保険制度について市ホームページにて周知するほか、パンフレット配布も行っている。	・市ホームページやパンフレットの配布により介護保険制度の周知を行った。 ・必要な介護サービスが提供できるよう、所得区分に応じた経済的負担の軽減を実施した。	・市広報誌、市ホームページ、パンフレットの配布により介護保険制度の周知を図る。 ・必要な介護サービスが提供できるよう、所得区分に応じた経済的負担の軽減を実施する。
	126	経済的負担の軽減	高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入居者介護（予防）サービス費などの事業において、低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じるにより、必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、所得区分などにより自己負担額を軽減します。	80	・高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給処理を実施した。 (高額介護（予防）サービス費：16,934件、高額医療合算介護（予防）サービス費：913件)	・高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給処理を実施した。 (高額介護（予防）サービス費：16,517件、高額医療合算介護（予防）サービス費：920件)	・支給対象となる可能性がある方に対し、市から申請書を送付するが、申請がない方がいる。	・適正に支給処理を実施する。
	127	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業	社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。	80	・利用者負担軽減確認証を交付した。 (対象者：4人) ・軽減額が助成を行う額に満たないため、実績なし。	・利用者負担軽減確認証を交付した。 (対象者：6人)	・軽減事業により法人自体の負担もあるため、新規で確認証を発行する際は、事業所にも予めの連絡が必要である。	・軽減対象事業所との調整を行いながら、助成を行う

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）		
	128	介護保険利用者負担軽減事業	介護サービスを利用して特に生計が困難な方の利用料を減免します。また、事業を必要とする方へケアマネジャーなどを通じ、制度の周知を図り、利用の促進を図ります。	80	・対象者に対して援護金を支給した。 (対象者：2人) ・事業について市ホームページ、市広報誌で周知した。	・対象者に対して援護金を支給した。 (対象者：1人) ・事業について市ホームページ、市広報誌で周知した。	<ul style="list-style-type: none"> ・援護金、減免ともに利用者が固定されている。あまり認知されていないことが課題となっている。 ・利用者と接する機会が多い事業所に対し、制度説明の機会を設ける必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の集まる会議等の機会を利用して、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに説明を行うなど、該当する方に情報が届くよう方法を検討する。
	129	介護保険料の減免等	被災など特別な事情が発生した際や、納付相談時に減免事由を確認した際に、減免手続きを行うとともに、制度周知を行います。	80	・申請に基づき、減免の判断をし、対象者の減免を実施した。 (住宅火災による減免：4件、矯正施設入所に伴う減免：1件、東日本大震災被災者の減免：1件) ・事業について、市ホームページで周知した。	申請に基づき、減免の判断をし、対象者の減免を実施した。 (住宅火災による減免：2件、東日本大震災被災者の減免：1件、収入減少による減免：1件) ・事業について、市ホームページで周知した。	
	130	低所得者（第1号被保険者）の保険料軽減	低所得者（第1～3段階）の保険料について、国、県及び市がそれぞれ公費負担することにより、軽減を行います。	81	・低所得者にてついで、保険料の軽減を行った。 (第1段階：3,476人、第2段階：3,164人、第3段階：3,004人)	・低所得者について、保険料の軽減を行った。 (第1段階：3,279人、第2段階：3,015人、第3段階：2,960人)	
	131	居宅介護支援事業所との連携	適切なケアマネジメントサービスの提供とサービス水準の向上を図るため、佐久市介護保険居宅介護支援事業者連絡協議会を通じて、市と居宅介護支援事業所の連携を深めます。	81	・佐久市介護保険居宅介護支援事業者連絡協議会を月1回程度開催し、情報共有を行っている。	・佐久市介護保険居宅介護支援事業者連絡協議会を月1回程度開催し、情報共有を行っている。	

●基本方針 2 災害・感染症への対策

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ア 災害対策の推進	132	個別避難計画	区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進めます。	82	・区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進めた。	・区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所などと協働して、災害時に支援が必要な人ごとに「個別避難計画」の作成を進めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職との連携をより強化し、支援が必要な市民の把握に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長、民生児童委員、自主防災組織、福祉事務所と引き続き協働するほか、福祉専門職との連携を強化する。
	133	福祉避難所	災害発生時に、高齢者など避難時に特に配慮が必要な方が滞在する「福祉避難所」の開設及び運営を行います。	82	・福祉避難所開設の体制整備について関係機関と調整を行った。 ・佐久市総合防災訓練において福祉避難所設置・運営訓練を行った。	・福祉避難所開設の体制整備について関係機関と調整を行った。 ・佐久市総合防災訓練において福祉避難所設置・運営訓練を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所開設について、引き続き関係機関との調整を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所開設の体制整備について関係機関と調整を行う。 ・佐久市総合防災訓練において福祉避難所設置・運営訓練を行う。
	134	避難確保計画、業務継続計画（BCP）	高齢者施設などにおける避難確保計画、業務継続計画（BCP）の改訂を促進するとともに、これらの計画に基づく訓練の実施などに向けた支援を行います。	82	・危機管理課と連携し、避難確保計画に基づく訓練が必要な事業所に対して、訓練実施の依頼や報告書の提出依頼を行った。 ・運営指導時に、避難確保計画の策定や計画に基づく訓練等について、実施の有無や内容を確認した。	・危機管理課と連携し、避難確保計画に基づく訓練が必要な事業所に対して、訓練実施の依頼や報告書の提出依頼を行った。 ・運営指導時に、避難確保計画の策定や計画に基づく訓練等について、実施の有無や内容を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・佐久市地域防災計画の改訂に伴い、避難確保計画の作成が義務となった事業所への支援や提出の把握を行う。 ・避難確保計画に基づく訓練や見直しが適切に行われるよう、事業所に働きかける。 ・危機管理課と連携し、努力義務とされている事業所に対しての作成依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の未作成の事業所への支援や提出の把握を行う。 ・避難確保計画に基づく訓練や見直しが適切に行われるよう、事業所に働きかける。 ・危機管理課と連携し、努力義務とされている事業所に対しての作成依頼を行う。
	135	避難行動要支援者の支援体制の強化	避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生児童委員などと共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。	82	・70歳以上の高齢者を対象に民生児童委員により避難行動要支援者名簿調査を実施。 ・5月から7月を調査期間とした。 (調査世帯数：16,222世帯)	・70歳以上の高齢者を対象に、5月から7月を調査期間とし、民生児童委員により避難行動要支援者名簿調査を実施。 (調査世帯数：16,676世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に情報共有を行うことができるよう、日頃からの体制を整えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の整備を進め、個別避難計画の作成と連携を取りつつ一層支援体制を整える。
イ 感染症対策の推進	136	物資の備蓄・調達・輸送体制の整備	大規模な感染症が発生した場合に備え、国、県と連携し備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。	83	・国、県からの情報を基に、体制整備を進めている。	・国、県からの情報を基に、体制整備を進めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の状況を随時把握するとともに、関係機関との連携を強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品の使用などについて、国、県と連携するとともに、庁内関係課との連絡体制を確認し、緊急時に実施できるよう準備する。
	137	支援・応援体制の構築	高齢者施設などに対して、感染拡大防止策の周知・啓発を行うとともに、感染症発症時に備え、感染症予防・発生時対応マニュアルなどの整備の促進を行います。県や高齢者施設などと感染発生時の連携体制を構築します。	83	・運営指導時に、感染症の及びまん延の防止のための指針の整備、それにかかわる委員会、研修・訓練（シミュレーション）について、実施の有無や内容を確認した。	・運営指導時に、感染症の及びまん延の防止のための指針の整備、それにかかわる委員会、研修・訓練（シミュレーション）について、実施の有無や内容を確認した。 ・感染発生時においての、県や高齢者施設等との連携体制を構築する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導時に確認した事業所では、感染症が発生し又はまん延しないための措置が適切に実施されていた。他に事業所においても運営指導等で確認をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導時に、高齢者施設の業務継続計画の内容を確認し、連携体制について確認する。

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針
施策の方向	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）	R7年度見込み（取組状況）		
	138 業務継続計画（BCP）	高齢者施設などにおける業務継続計画（BCP）の改訂を促進するとともに、この計画に基づく訓練の実施などに向けた支援を行います。	83	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導時に、業務継続計画の作成、研修や訓練の実施状況について確認している。 ・集団指導において、厚生労働省の資料を利用して、訓練実施についての研修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導時に、業務継続計画の作成、研修や訓練の実施状況について確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導を行った事業所以外は、各事業所が業務継続計画に基づいた研修や訓練の適切な実施、必要に応じた計画の見直しを行っているかどうか、詳細を確認できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導、運営推進会議等を通じて、業務継続計画、計画に基づく研修や訓練について、適切な実施ができるように事業所へ支援を行う。

- 基本目標 IV 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備
- 基本方針 1 介護保険サービス基盤の整備

第9期計画の位置付け・関係課等				第9期計画期間の実績		現状と課題（実績を踏まえ）	今後の方針	
施策の方向	番号	項目	取組の概要	該当ページ	R6年度実績（取組状況）			R7年度見込み（取組状況）
ア 施設・居住系サービス基盤	139	近隣市町村との連携	広域連合が運営する施設については、圏域全体の中長期的な人口動態などを踏まえ、広域的な視点から施設整備を検討します。	85	・佐久広域連合から随時情報提供を受け、今後のスケジュールや方針等把握した。	・佐久広域連合から随時情報提供を受け、今後のスケジュールや方針等把握した。	・佐久広域連合が運営する特別養護老人ホーム2施設の再整備について、佐久広域連合及び関係市町村と連携する必要がある。	・今後も、佐久広域連合及び佐久広域構成市町村と密に情報連携を行う。
	140	介護保険外サービスの整備	サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの適切な整備状況の把握に努めます。	85	・随時、県のホームページにおけるサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの内容を確認し、床数等の把握をした。 (R6末時点有料床数：672床、サ高住戸数：185戸)	・随時、県のホームページにおけるサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの内容を確認し、床数等の把握をした。 (R8.2.1時点 有料老人ホーム床数:661床、サービス付き高齢者向け住宅戸数:185戸) ・有料老人ホーム設置法人からの依頼に基づき、設置意見書を提出した。	・有料老人ホームから特定施設入居者生活介護への転換の相談がある。 ・未届けの有料老人ホームについては県に報告する必要があるが、把握方法について検討が必要である。	・特定施設入居者生活介護の整備については、地域の実情に合わせた適切な施設整備を計画し、第10期介護保険事業計画を策定する。 ・県のホームページ掲載の有料老人ホーム一覧に掲載がない有料老人ホームについては迅速に県へ報告するよう方法を検討する。
イ 地域密着型サービス基盤	141	公募による事業者の指定	適切なサービス施設の確保とサービスの質の向上を図るため、公募による事業者の指定を行います。	86	・第9期介護保険事業計画に基づき、特定施設入居者生活介護事業所1施設の公募を行い、事業者を選定した。住宅型有料老人ホームからの転換により、特定施設25床をR7.3に開設した。(県指定)	・第9期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護1施設、看護小規模多機能型居宅介護1施設の公募を行い、指定候補事業者を選定した。令和8年度整備、令和9年4月開所予定。	・要支援・要介護認定者数の増加に伴い、第9期介護保険事業計画に基づき、施設整備を進めている。 ・第10期介護保険事業計画の策定に向けて、介護事業所を運営する法人に対し施設整備意向調査を行った。 ・2045年頃以降、高齢者人口の減少が見込まれるので、施設の新設・増築のみでなく、施設・サービス種別の変更など既存施設のあり方を検討する必要がある。 ・公募を行わないサービスについては、新規指定申請を随時受け付けている。 ・浅科・望月地区の地域密着型通所介護が3件廃止になった。一方で新たな地域密着型サービス事業所も開設している。	・第10期介護保険事業計画（計画年度：令和9～11年度）において、介護保険の給付や負担のバランスを考慮し、地域の実情に合わせて適切な施設整備を計画する。 ・公募を行わないサービスについても、新規指定や廃止等の状況を分析し、必要なサービスを検討する。
	142	事業者の指定に係る関係者の意見の反映	地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、必要に応じて有識者などの外部委員で構成された「佐久市地域密着型サービス運営委員会」による意見を反映するよう努めます。	86	・地域密着型サービス運営委員会を開催し、地域密着型サービス事業所の指定更新、廃止事業所について報告を行った。 (新規指定:なし 指定更新:3件 廃止:2件)	・地域密着型サービス運営委員会を開催し、地域密着型サービス事業所の新規指定に関わる協議、指定更新、廃止事業所について報告を行った。 (新規指定:2件 指定更新:12件 廃止:3件)		
	143	県が行う事業者の指定への関与	市は、県に対し、介護保険事業計画との調整を図る見地から、県の介護サービス事業者の指定について、意見を申し出ることがあります。	86	・第9期介護保険事業計画における施設整備計画との整合性を判断し、県の照会に対して意見の申し出を行った。 (実施件数：特定施設入居者生活介護1件)	該当事業所の整備なし		

第5章 基本目標Ⅰ 高齢者が健康で生きがいをもって活躍し、ともに支え合える社会づくり

基本方針1 生きがいづくりと社会参加の促進

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
シニアクラブ会員数	3,067人	2,901人	2,664人	2,340人	2,124人	2,600人
シルバー人材センター会員数	1,161人	1,118人	1,200人	1,209人	1,162人	1,200人
おたつしや心療回復成塾 (基礎講座)(延べ)	382人	432人	333人	437人	302人	420人
おたつしや心療回復成塾 (レベルアップ講座)(延べ)	—	68人	49人	111人	93人	80人

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防・フレイル予防と自立支援・重度化防止の推進

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
低栄養・生活習慣病重症化予防指導	465人	712人	576人	532人	334人	550人
栄養相談	54人	87人	62人	60人	45人	100人
転倒予防予防事業 (ほねぶと健康クラブ)	488人	514人	582人	628人	700人	780人
お出かけリハビリテーション	13回	22回	40回	59回	60回	85回
健康講話・健康相談	47回	66回	137回	191回	200回	250回
おでかけ栄養教室	5回	5回	34回	53回	30回	44回
リハビリ専門職等同行訪問	46回	18回	25回	187回	205回	480回

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続ける地域づくり

基本方針1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域の包括的な支援体制づくり

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
総合相談支援業務	32,054件	34,620件	33,287件	36,345件	38,035件	34,932件
権利擁護業務	1,366件	1,326件	1,294件	1,393件	1,413件	1,079件
包括的・継続的ケアマネジメント業務	4,947件	5,904件	5,222件	5,099件	5,447件	5,720件
介護予防ケアマネジメント業務 (要支援1・2)	6,789件	6,850件	7,047件	6,985件	8,409件	7,196件
介護予防ケアマネジメント業務 (総合事業対象者)	6,297件	6,209件	6,122件	5,181件	4,653件	6,709件
生活支援コーディネーター配置	8人	8人	8人	9人	8人	8人
佐久市地域包括ケア協議会	1回	2回	3回	3回	2回	2回
地域包括ケア協議会	7回	11回	15回	16回	14回	15回
地域ケア個別会議 (課題解決型)	49回	40回	40回	24回	28回	60回
気付き(自立)支援型地域ケア個別会議	7回	10回	12回	12回	12回	12回
家族介護者交流会参加者	103人	119人	203人	196人	150人	140人

基本方針2 医療と介護が一体となった在宅療養の推進

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
佐久医療介護連携推進協議会	中止	1回	2回	2回	2回	2回
多職種連携会議 (カフェ交流会)	中止	中止	1回	1回	1回	1回
多職種スキルアップ研修	1回	1回	1回(動画配信)	1回(動画配信)	1回(動画配信)	1回
市民公開講座	中止	中止	1回	1回	1回	1回
老い支度講座R7年度より名所変更「ACP (人生のこころづもり)講座」	1回	3回	1回	4回	4回	6回

基本方針3 認知症にやさしい地域づくり

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
認知症サポーター養成講座受講者数	567人	636人	651人	806人	800人	800人
認知症サポーターステップアップ講座開催回数	0回	0回	2回	1回	1回	6回
チームオレンジ設置	0チーム	0チーム	0チーム	0チーム	0チーム	1チーム
認知症カフェ設立支援事業(延べ)	2件	3件	2件	2件	0件	8件
脳の健康度測定事業	106人	57人	69人	74人	76人	90人
脳いきいき健康教室	51人	23人	81人	69人	72人	90人

72人

基本方針4 日常生活を支援する体制の整備

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
緊急通報システム新規設置台数	27台	31台	27台	33台	15台	40台
ひとり暮らし高齢者等住宅補修事業件数	10件	8件	6件	6件	5件	8件
外出支援サービス実利用者数	65人	51人	37人	40人	35人	70人

基本目標Ⅲ 安心して介護サービスが受けられる環境づくり

基本方針1 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
介護(サービス)相談員の派遣(訪問施設数、延べ)	26件	26件	26件	44件	43件	30件
	中止	中止	83回	230回	235回	180回
ケアプラン点検事業所数	10件	9件	10件	16件	10件	10件
社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業	3人	3人	3人	4人	6人	現状以上
介護保険利用者負担軽減事業	2人	1人	2人	2人	1人	5人

基本方針2 災害・感染症への対策

指標	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込み)	令和8年度の目標値
個別避難計画の作成に着手した地区	—	5地区	47地区	240地区	240地区	240地区
避難確保計画を作成した施設	27施設	27施設	27施設	27施設	46施設	51施設

基本目標Ⅳ 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

基本方針1 介護保険サービス基盤の整備

施設名称	施設種別	整備時期	開設時期	床数
ケアビジョンホーム佐久	認知症対応型共同生活介護	令和5年度	令和6年4月1日	18床(2ユニット)
特別養護老人ホームシルバーランドみつ	介護老人福祉施設	令和6年度	令和6年4月1日	10床増床
特別養護老人ホーム佐久平愛の郷	介護老人福祉施設	令和6年度	令和7年3月1日	10床増床
ウェルハウスのぞみサンピア別館	介護老人福祉施設	令和6年度	令和7年3月1日	25床増床
金澤病院 介護医療院	介護老人福祉施設	令和6年度	令和7年4月1日	31床

令和6年度インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金、介護保険者努力支援交付金）の 得点状況等について

1、交付金の概要

・インセンティブ交付金は、各保険者（市町村）の様々な取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を国において設定し、その評価指標の達成状況に応じて配分することで、取組を推進している保険者に対し財政的なインセンティブを与えつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的として創設された交付金です。

2、評価指標の達成状況（得点及び全国・県内平均との比較）

○保険者機能強化推進交付金（自立支援・重度化防止等に関する取組支援）

令和6年度交付額：8,653,000円 充当先：介護予防・生活支援サービス事業

項目	市の主な取組	配点	全国平均	県内平均	佐久市
目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする	(i) 体制・取組	64	46.35	47.96	36
	(ii) 活動	36	9.83	9.86	15
		100	56.17	57.82	51
目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する	(i) 体制・取組	68	42.36	38.86	50
	(ii) 活動	32	17.46	15.95	28
		100	59.82	54.81	78
目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する	(i) 体制・取組	64	33.83	34.49	40
	(ii) 活動	36	7.21	7.87	3
		100	41.04	42.36	43
目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む	短期的な要介護度の変化 長期的な要介護度の変化 健康寿命延伸の状況	100	48.61	47.34	35
保険者機能推進交付金計		400	205.64	202.32	207

○保険者努力支援交付金（介護予防・健康づくり等に資する取組について重点的に評価、達成状況により交付）

令和6年度交付額 17,289,000円 充当先：介護予防・生活支援サービス事業

項目	市の主な取組	配点	全国平均	県平均	佐久市
目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する	(i) 体制・取組	52	31.41	31.87	34
	(ii) 活動	48	20.11	21.44	23
		100	51.52	53.31	57
目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する	(i) 体制・取組	64	42.44	37.21	39
	(ii) 活動	36	12.08	11.57	15
		100	54.52	48.78	54
目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する	(i) 体制・取組	68	49.28	45.44	63
	(ii) 活動	32	12.79	17.82	28
		100	62.07	63.26	91
目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む	短期的な要介護度の変化 長期的な要介護度の変化 健康寿命延伸の状況	100	48.61	47.34	35
保険者努力支援交付金計		400	216.72	212.69	237
総合計		800	422.35	415.01	444

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和7年度当初予算額 (一般財源) 101 億円 (100億円)
(消費税財源) 200 億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法を踏まえ、平成30年度より、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして「**保険者機能強化推進交付金**」を創設し、**保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進**。令和2年度からは、「**介護保険保険者努力支援交付金**」を創設（社会保障の充実分）し、**介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価**することにより、これらの取組を強化。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、**評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付**する。

※ これまで、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減などの見直しを随時実施

※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に用途範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）

- ①事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ②介護給付の適正化の取組状況
- ③介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ①介護予防日常生活支援の取組状況
- ②認知症総合支援の取組状況
- ③在宅医療介護連携の取組状況

【交付金の活用方法】

- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
- 市町村分：国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

【補助率・単価】 定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10 【事業実績】 交付先47都道府県及び1,573保険者（令和6年度）

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉

